

第 17 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和5年9月4日(月) 午後1時30分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- ① 令和4年度歳入歳出決算について (資料1)
② 区立小中学校、幼稚園、保育園等の校庭等における釘等の埋没調査および除去について (資料2)
③ 令和5年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について (資料3)
④ 練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について (資料4-1、4-2)
⑤ 第2子保育料の無償化について (資料5)
⑥ 令和5年度練馬子ども議会の開催結果について (資料6)
⑦ その他

令和 5 年 9 月 4 日
教育振興部教育総務課

令和 4 年度歳入歳出決算について

1 決算概要

(1) 区一般会計から見た教育関係費の割合

(単位：千円)

	区一般会計 歳出決算額①	教育関係費 歳出予算現額②	教育関係費 歳出決算額③	翌年度繰越額 不用額 (②－③)	執行率 (③／②)	構成比 (③／①)
平成 30 年度	261,065,739	96,640,514	94,396,599	2,243,915	97.7%	36.2%
令和元年度	268,248,659	102,108,441	99,082,466	3,025,975	97.0%	36.9%
令和 2 年度	349,042,496	105,136,568	100,337,576	繰明 266,286 事繰 12,860 4,519,846	95.4%	28.7%
令和 3 年度	306,650,674	115,670,549	109,814,397	繰明 992,539 4,863,612	94.9%	35.8%
令和 4 年度	312,193,620	109,656,267	104,493,264	繰明 686,777 事繰 36,918 4,439,308	95.3%	33.5%

(2) 教育関係費の内訳

(単位：千円)

令和 4 年度	歳出予算現額②	歳出決算額③	翌年度繰越額 不用額 (②－③)	執行率 (③／②)	(参考) 5 年度 当初予算額	
教育費	31,328,696	29,932,308	繰明 96,302 事繰 36,918 1,263,168	95.5%	34,273,659	
内訳	教育総務費	8,894,619	8,643,738	250,881	97.2%	8,546,869
	小学校費	11,304,202	11,013,355	事繰 20,418 270,429	97.4%	12,323,668
	中学校費	4,990,192	4,769,204	事繰 16,500 204,488	95.6%	7,742,403
	幼稚園費	6,139,683	5,506,011	繰明 96,302 537,370	89.7%	5,660,719
こども家庭費	78,327,571	74,560,956	繰明 590,475 3,176,140	95.2%	75,087,747	
総計	109,656,267	104,493,264	繰明 686,777 事繰 36,918 4,439,308	95.3%	109,361,406	

2 令和 4 年度主要事業成果報告書 (教育費・こども家庭費)

別紙のとおり

3 教育関係費決算内訳

(1) 一般会計(教育関係費・歳入)

(単位:円)

款 項 目	予算現額	収入済額	増減額	収入率
歳入計	38,060,753,950	36,942,536,737	△ 1,118,217,213	97.1%
11 分担金及び負担金	1,156,524,000	1,142,105,180	△ 14,418,820	98.8%
1 負担金	1,156,524,000	1,142,105,180	△ 14,418,820	98.8%
4 こども家庭費負担金	1,156,524,000	1,142,105,180	△ 14,418,820	98.8%
12 使用料及び手数料	1,183,319,000	1,169,198,336	△ 14,120,664	98.8%
1 使用料	1,182,920,000	1,168,931,336	△ 13,988,664	98.8%
9 教育使用料	18,734,000	18,221,137	△ 512,863	97.3%
10 こども家庭使用料	1,164,186,000	1,150,710,199	△ 13,475,801	98.8%
2 手数料	399,000	267,000	△ 132,000	66.9%
8 教育手数料	399,000	267,000	△ 132,000	66.9%
13 国庫支出金	19,969,389,950	19,487,579,925	△ 481,810,025	97.6%
1 国庫負担金	16,411,133,000	16,007,506,126	△ 403,626,874	97.5%
3 教育費負担金	1,581,639,000	1,580,525,406	△ 1,113,594	99.9%
4 こども家庭費負担金	14,829,494,000	14,426,980,720	△ 402,513,280	97.3%
2 国庫補助金	3,556,938,950	3,478,781,419	△ 78,157,531	97.8%
8 教育費補助金	513,874,000	520,734,500	6,860,500	101.3%
9 こども家庭費補助金	3,043,064,950	2,958,046,919	△ 85,018,031	97.2%
3 国庫委託金	1,318,000	1,292,380	△ 25,620	98.1%
3 こども家庭費委託金	1,318,000	1,292,380	△ 25,620	98.1%
14 都支出金	14,214,054,000	13,611,226,421	△ 602,827,579	95.8%
1 都負担金	5,661,131,000	5,458,170,797	△ 202,960,203	96.4%
4 教育費負担金	996,076,000	995,114,481	△ 961,519	99.9%
5 こども家庭費負担金	4,665,055,000	4,463,056,316	△ 201,998,684	95.7%
2 都補助金	8,527,744,000	8,136,815,452	△ 390,928,548	95.4%
9 教育費補助金	1,291,715,000	1,290,508,048	△ 1,206,952	99.9%
10 こども家庭費補助金	7,236,029,000	6,846,307,404	△ 389,721,596	94.6%
3 都委託金	25,179,000	16,240,172	△ 8,938,828	64.5%
6 教育費委託金	25,179,000	16,240,172	△ 8,938,828	64.5%
15 財産収入	28,697,000	46,865,513	18,168,513	163.3%
1 財産運用収入	26,615,000	44,638,813	18,023,813	167.7%
1 財産貸付収入	26,615,000	44,638,813	18,023,813	167.7%
2 財産売払収入	2,082,000	2,226,700	144,700	107.0%
1 物品売払収入	2,082,000	2,226,700	144,700	107.0%
19 諸収入	151,770,000	185,561,362	33,791,362	122.3%
4 受託事業収入	83,124,000	79,680,110	△ 3,443,890	95.9%
3 こども家庭費受託収入	83,124,000	79,680,110	△ 3,443,890	95.9%
6 雑入	68,646,000	105,881,252	37,235,252	154.2%
7 雑入	68,646,000	105,881,252	37,235,252	154.2%
20 特別区債	1,357,000,000	1,300,000,000	△ 57,000,000	95.8%
5 教育債	843,000,000	792,000,000	△ 51,000,000	94.0%
6 こども家庭債	514,000,000	508,000,000	△ 6,000,000	98.8%

(2)一般会計(教育関係費・歳出)

(単位:円)

款	項	目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額 不 用 額	執行率
10	教育費		31,328,696,000	29,932,308,199	繰明 96,302,000 事繰 36,918,200 1,263,167,601	95.5%
	1	教育総務費	8,894,619,000	8,643,737,807	250,881,193	97.2%
		1 教育委員会費	13,851,000	12,744,352	1,106,648	92.0%
		2 学校教育総務費	5,056,264,000	4,892,982,127	163,281,873	96.8%
		3 教育指導費	686,893,000	644,780,879	42,112,121	93.9%
		4 学校教育支援センター費	345,178,000	334,485,145	10,692,855	96.9%
		5 少年自然の家費	804,599,000	791,147,864	13,451,136	98.3%
		6 図書館費	1,987,834,000	1,967,597,440	20,236,560	99.0%
	2	小学校費	11,304,202,000	11,013,354,799	事繰 20,418,200 270,429,001	97.4%
		1 学校管理費	4,203,507,000	4,037,563,055	165,943,945	96.1%
		2 学校営繕費	2,940,620,000	2,894,729,728	事繰 20,418,200 25,472,072	98.4%
		3 教育振興費	428,367,000	384,169,971	44,197,029	89.7%
		4 学校給食費	1,761,242,000	1,739,049,200	22,192,800	98.7%
		5 学校保健費	270,563,000	265,183,267	5,379,733	98.0%
		6 学校施設整備費	1,699,903,000	1,692,659,578	7,243,422	99.6%
	3	中学校費	4,990,192,000	4,769,204,207	事繰 16,500,000 204,487,793	95.6%
		1 学校管理費	2,048,357,000	1,928,407,930	119,949,070	94.1%
		2 学校営繕費	1,327,168,000	1,281,026,608	事繰 16,500,000 29,641,392	96.5%
		3 教育振興費	347,679,000	311,381,773	36,297,227	89.6%
		4 学校給食費	886,589,000	873,603,258	12,985,742	98.5%
		5 学校保健費	142,904,000	141,516,018	1,387,982	99.0%
		6 学校施設整備費	237,495,000	233,268,620	4,226,380	98.2%
	4	幼稚園費	6,139,683,000	5,506,011,386	繰明 96,302,000 537,369,614	89.7%
		1 幼稚園管理費	211,474,000	204,778,045	6,695,955	96.8%
		2 教育振興費	5,928,209,000	5,301,233,341	繰明 96,302,000 530,673,659	89.4%

款	項	目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額 不 用 額	執行率
11	こども家庭費		78,327,571,000	74,560,956,053	繰明 590,475,000 3,176,139,947	95.2%
	1	こども家庭費	78,327,571,000	74,560,956,053	繰明 590,475,000 3,176,139,947	95.2%
		1 こども家庭総務費	35,728,561,000	33,804,787,525	繰明 590,475,000 1,333,298,475	94.6%
		2 保育委託費	32,877,055,000	31,419,419,544	1,457,635,456	95.6%
		3 青少年費	177,765,000	161,943,107	15,821,893	91.1%
		4 児童福祉施設費	9,378,779,000	9,016,462,831	362,316,169	96.1%
		5 児童福祉施設建設費	165,411,000	158,343,046	7,067,954	95.7%

事業名	(1) 家庭での子育て支援サービスの充実	施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	款	子ども家庭費	項	子ども家庭費 目 子ども家庭総務費

1 事業概要

- (1) 子育てのひろば事業
 - ① 子育てのひろば

0～3歳の乳幼児親子が自由に来室して交流ができるほか、子育て相談も受け付ける。公設の子育てのひろばびよびよを運営しているほか、NPO法人等が運営する民設子育てのひろばへ補助金を交付する。
 - ② 外遊び型子育てのひろば（おひさまびよびよ）

0～3歳の乳幼児親子が、公園の中で自然とふれあいながら交流できる屋外の遊び場を提供するほか、保育士等の有資格者を配置し、子育て相談も受け付ける。
- (2) 発達に不安のある親子のひろば事業（のびのびひろば）

区内5か所の地域子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業を実施し、必要に応じてセンターの相談員による子育て相談を受け付ける。
- (3) 大きな公園などを活用した外遊び事業の実施

概ね3歳以上の未就学児とその保護者を対象に、大きな公園などのフィールドを活用して、子どもの興味関心に合わせて親子で散策する移動型の外遊び事業を実施する。
- (4) 乳幼児一時預かり事業

区内5か所の地域子ども家庭支援センター内のびよびよで、生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業。

 - ① 区西部地域への開設に向けた調整

石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業等による、区西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向け調整する。
 - ② キャッシュレス決済導入

乳幼児を連れていてもスムーズに支払いができるよう、乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入する。
- (5) ファミリーサポート事業

区が実施する講習会を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員登録をした区民の子どもを1対1で預かる育児支援あい事業。令和2年度からは、軽度障害児の受入れを開始している。
- (6) 練馬子どもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施し、在宅子育て世帯への支援を充実する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 子育てのひろば事業						
① 子育てのひろば						
講師謝礼	690,000	560,000	130,000	81.2		
消耗品費および図書購入費	1,169,000	1,161,234	7,766	99.3		
玩具購入費	142,000	140,510	1,490	99.0		
修繕料	21,000	20,790	210	99	国庫支出金	
洗濯料	70,000	40,091	29,909	57.3	74,132,000	
子育てのひろば運営業務委託料	103,198,000	103,197,456	544	100.0	都支出金	66,246,901
掃除機等購入費	1,509,000	1,494,820	14,180	99.1	79,849,000	
運営費補助金	99,381,000	99,381,000	0	100		
② 外遊び型子育てのひろば（おひさまびよびよ）						
事業実施委託料	14,232,000	14,232,000	0	100		

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
(2) 発達に不安のある親子のひろば事業 (のびのびひろば) 運營業務委託料	4,901,000	4,900,300	700	100.0	都支出金 2,450,000	2,450,300
(3) 大きな公園などを活用した外遊び事業の実施 事業補助金	434,000	434,000	0	100	0	434,000
(4) 乳幼児一時預かり事業 乳幼児一時預かり事業委託料	202,362,000	200,898,816	1,463,184	99.3	国庫支出金 23,640,000	158,596,536
乳幼児一時預かり事業 予約管理システム保守委託料	4,558,000	4,557,960	40	100.0	都支出金 23,640,000	
電算機賃借料	420,000	419,760	240	99.9		
(5) ファミリーサポート事業 傷害等保険料	1,462,000	1,461,880	120	100.0	国庫支出金 9,984,000	9,227,870
運營業務委託料	29,850,000	28,411,990	1,438,010	95.2	都支出金 10,662,000	
(6) 練馬こどもカフェ 消耗品費	33,000	32,918	82	99.8	都支出金	521,868
講師派遣委託料	1,218,000	1,103,300	114,700	90.6	614,350	
合 計	465,650,000	462,448,825	3,201,175	99.3	224,971,350	237,477,475

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(1) 子育てのひろば事業 ① 子育てのひろば 計28か所 ② 外遊び型子育てのひろば (おひさまびよびよ) 計8か所	計26か所 計7か所	1か所開設 -	1か所開設 -	% 100 -
(2) 発達に不安のある親子のひろば事業(のびのびひろば) 月2回実施(5か所)	月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)	月2回実施 (5か所)	月2回実施 (5か所)	100
(3) 大きな公園などを活用した外遊び事業の実施	実施	実施	実施 (年4回)	-
(4) 乳幼児一時預かり事業 ① 区西部地域への開設に向けた調整 ② キャッシュレス決済導入	- 検討	調整 準備	調整 準備	- -
(5) ファミリーサポート事業 軽度障害児受入れ実施	実施	実施	実施 (延1,242人)	-
(6) 練馬こどもカフェ 計8か所	計6か所	1か所開始	1か所開始	100

4 事業実績

(1) 子育てのひろば事業

① 子育てのひろば

施設数 26 か所 (内訳: 公設 11 か所 / 民設 15 か所)

利用人数 延 227,782 人 (内訳: 公設 165,368 人 / 民設 62,414 人)

※ 1 か所開設したが、1 か所閉室したため、令和 5 年 4 月 1 日現在の施設数は 26 か所となる。

② 外遊び型子育てのひろば (おひさまびよびよ)

実施回数 287 回 (7 か所)

利用人数 延 22,096 人

(2) 発達に不安のある親子のひろば事業 (のびのびひろば)

実施回数 計 120 回

利用人数 延 2,391 人

(3) 大きな公園などを活用した外遊び事業の実施

実施回数 年 4 回

参加者数 延 147 人

(4) 乳幼児一時預かり事業

受入枠数 年間 37,011 人分

利用人数 延 33,842 人

① 区西部地域への開設に向けた調整

石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業等にあわせて、区西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向け調整した。

② キャッシュレス決済導入

乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いに、QR コード決済や交通系 IC カード決済など、キャッシュレス決済の導入に向けた準備を進めた。

(5) ファミリーサポート事業

軽度障害児受入れ人数 延 1,242 人

(6) 練馬こどもカフェ

開催場所 民間カフェ等 区内 7 か所

開催回数 全 81 回 (オンライン開催を含む)

参加組数 親子延 229 組

事業名	(2) 保育サービスの充実		施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	款	こども家庭費	項	こども家庭費	目 保育委託費 児童福祉施設費

1 事業概要

(1) 保育所の拡充

① 認可保育所の整備

待機児童ゼロを継続できるように私立認可保育所の整備等を進め、定員を拡大するとともに、区立保育園の委託の拡大により延長保育事業を充実し、多様な保育ニーズに対応する。

② 区立保育所の改築

区立保育所の改築に合わせ、定員の拡大を図る。

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実

① 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施

平成 29 年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し実施してきたが、令和 3 年 6 月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、福祉、医療と連携し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定し、方針に基づく支援を実施する。

② 私立保育所等における障害児受入数の拡大

私立保育所での障害児保育巡回指導や地域型保育施設への区独自の障害児受入れ加算により、障害児保育サービスの充実を図る。

③ 医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実

医療的ケア児支援法の成立を受け、令和 4 年度から医療的ケア児の入園に係る選考について、一般児童より先に選考を行う「優先選考」方式を導入した。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 保育所の拡充						
① 認可保育所の整備 施設整備費補助金 扶助費	1,181,250,000 17,361,000	1,181,250,000 17,360,400	0 600	100 100.0	国庫支出金 307,980,000 都支出金 784,863,000	142,813,446
② 上石神井第三保育園の改築 による定員増 建替工事分担金	165,114,000	158,046,046	7,067,954	95.7	特別区債 121,000,000	
(2) 障害児保育および医療的ケア の充実						
① 医療的ケア児への新支援 方針の策定、実施【再掲】※	-	-	-	-		
② 私立保育所等における障害 児受入数の拡大 私立保育所障害児保育 巡回指導委託料	10,211,000	10,122,200	88,800	99.1	国庫支出金 5,061,100 都支出金 5,725,550	23,807,231
③ 医療的行為を必要とする 児童への医療的ケアの充実 医療生活支援員報酬等 審議会等委員謝礼 研修講師謝礼 消耗品費 支援業務委託料 備品購入費 地域型保育給付費	33,743,000 53,000 52,000 808,000 1,246,000 3,062,000 3,861,000	16,317,093 52,800 51,150 701,018 518,540 2,970,080 3,861,000	17,425,907 200 850 106,982 727,460 91,920 0	48.4 99.6 98.4 86.8 41.6 97.0 100		
合 計	1,416,761,000	1,391,250,327	25,510,673	98.2	1,224,629,650	166,620,677

※…計画 4 事業(9)－(3)の再掲。事業費は事業(9)－(3)に計上している。

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
				%
(1) 保育所の拡充				
① 認可保育所の整備 計206所 (定員17,341人)	計197所 (定員16,780人)	9所 (定員410人)	9所 (定員485人)	100
延長保育 計176所	計157所	8所開始	8所開始	100
② 上石神井第三保育園の改築 による定員増	解体工事	工事	工事 (遅延)	-
(2) 障害児保育および医療的ケアの充実				
① 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施	現行方針の検証	策定	策定延期	-
② 私立保育所等における障害児受入数の拡大	開始	拡大	拡大	-
③ 医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実	実施	充実	充実	-

4 事業実績

(1) 保育所の拡充

① 認可保育所の整備

私立認可保育所新設9所、既存施設の定員増などにより定員を拡大した（定員計17,447人）。
令和4年4月に開設した私立認可保育所7所および新規区立委託園1所で、延長保育を開始した。

② 上石神井第三保育園の改築による定員増

中断していた都営住宅建設工事の着手に伴い、上石神井第三保育園の改築工事が開始された。

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実

① 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施

練馬区障害者計画の中間見直しと整合を図るため令和5年度に策定する。

② 私立保育所等における障害児受入数の拡大

「障害者差別解消法」に関する説明会を実施し、障害児の受入促進を図った。

③ 医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実

令和4年度は区立保育所4園で延べ4人の医療的ケア児が在籍した。

事業名	(3) 「練馬こども園」の充実			施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	款	教育費	項	幼稚園費	目	教育振興費

1 事業概要

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定している。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬ならではの幼保一元化を目指す。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
一時預かり事業補助金	373,044,000	313,130,467	59,913,533	83.9	国庫支出金 62,614,932 都支出金 163,284,870	87,230,665
合 計	373,044,000	313,130,467	59,913,533	83.9	225,899,802	87,230,665

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
練馬こども園 計27園	計25園	1園認定	1園認定	% 100

4 事業実績

練馬こども園として、新たに1園（短時間型）を認定した。

令和4年度末時点で、26園認定（低年齢型3園のうち2園は標準型として認定している園と重複認定）。

実園数は24園。

事業名	(4) ICTを活用した保育関連サービスの拡充		施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち			
戦略計画名	1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	款	こども家庭費	項	こども家庭費	目	保育委託費 児童福祉施設費

1 事業概要

- (1) 保育園入園申請のオンライン手続の導入
時間や場所を問わず、パソコン、スマートフォン等により、入園申請をできるようにする。
- (2) 保育所のICT化推進
保護者の利便性向上と職員の事務負担を軽減し、保育サービス向上のため、保育所のICT化を進める。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 保育園入園申請のオンライン手続の導入	-	-	-	-	-	-
(2) 保育所のICT化推進						
① 区立園(直営)のICT導入						
無線環境構築委託料	16,878,000	16,511,825	366,175	97.8	国庫支出金	41,513,505
システム保守委託料	9,636,000	9,636,000	0	100	9,557,000	
タブレット端末等賃借料	8,652,000	6,829,680	1,822,320	78.9	都支出金	
② 区立園(委託)のICT導入経費	-	-	-	-	8,642,000	
③ 私立園等へのICT導入補助金	42,000,000	26,735,000	15,265,000	63.7		
合 計	77,166,000	59,712,505	17,453,495	77.4	18,199,000	41,513,505

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
				%
(1) 保育園入園申請のオンライン手続の導入	検討	導入	検討	-
(2) 保育所のICT化推進				
① 区立園(直営)のICT導入	導入準備	導入	導入	100
② 区立園(委託)のICT導入	19園で導入	3園で導入	5園で導入	166.7
③ 私立園等へのICT導入補助	実施	実施	実施	-

4 事業実績

- (1) 保育園入園申請のオンライン手続の導入
入園申請の取下げや再提出ができる機能等を追加した利便性の高いサービスを、令和5年度から運用することとした。
- (2) 保育所のICT化推進
区立園(直営)では令和4年度中に令和5年度委託移行2園を除く32園全園へ導入が完了した。区立園(委託園)では、令和4年度中に26園中24園へ導入した。私立保育所等では、令和5年4月時点で約9割の施設でICTを導入した。

事業名	(7) 児童相談体制「練馬区モデル」の進化	施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	2 子どもたちの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	款	子ども家庭費	項	子ども家庭費 目 子ども家庭総務費

1 事業概要

(1) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実

① 虐待の再発防止等支援事業の実施

子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加えて、地域子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰した児童およびその保護者等をきめ細かく訪問し、相談支援と子育て支援サービスを組み合わせた取組を実施する。

② 地域子ども家庭支援センター分室（上石神井）の新設工事（一部）

都営住宅の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター分室を新設する。

③ 施設型子どもショートステイ事業等の充実

(ア) 施設型子どもショートステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張等で家庭での養育が困難なときに、児童（0～18歳未満）を宿泊で預かる。

(イ) 要支援家庭ショートステイ事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、児童（生後2か月から小学6年生）を施設で養育するとともに、保護者への支援を行う。

④ 家庭型子どもショートステイ事業の実施

2歳から小学6年生を対象に、養育家庭等の登録家庭に宿泊する家庭型子どもショートステイ事業を実施する。

⑤ 専門職員の増員

急増する児童相談・虐待相談に対応するため、専門職を増員する。

(2) 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進

練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化

都と協働で児童虐待に対応する「練馬区虐待対応拠点」を区の子ども家庭支援センター内に設置する。

< 都による児童相談所の設置 >

(仮称) 都立練馬児童相談所の設置工事

都は、令和6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実						
① 虐待の再発防止等支援事業の実施						
運営業務委託料	27,412,000	27,411,490	510	100.0		
② 地域子ども家庭支援センター分室(上石神井)の新設工事(一部)						
建替工事分担金	38,164,000	31,155,192	7,008,808	81.6	国庫支出金 14,397,000 都支出金 20,031,000	79,384,542
③ 施設型子どもショートステイ事業等の充実						
短期入所(ショートステイ)事業委託料	35,601,000	35,600,645	355	100.0		
短期入所(要支援ショートステイ)事業委託料	20,759,000	19,465,315	1,293,685	93.8		
④ 家庭型子どもショートステイ事業の実施						
短期入所(ショートステイ)事業委託料	1,178,000	179,900	998,100	15.3		
(2) 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進	-	-	-	-	-	-

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
<都による児童相談所の設置> 設計委託料	5,423,000	5,423,000	0	100	都負担金 5,423,000	0
合 計	128,537,000	119,235,542	9,301,458	92.8	39,851,000	79,384,542

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(1) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実				%
①虐待の再発防止等支援事業の実施	—	開始	開始	—
②地域子ども家庭支援センター分室(上石神井)の新設工事(一部)	—	工事	工事(遅延)	—
③施設型子どもショートステイ事業等の充実	実施	充実(乳児)	充実(乳児)	—
④家庭型子どもショートステイ事業の実施	実施	実施	実施	—
⑤専門職員の増員	心理8人、福祉26人、保健師4人、会計年度任用職員相談員10人	増員	増員(4人)	—
(2) 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進 練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化	設置	充実	充実	—
<都による児童相談所の設置> (仮称)都立練馬児童相談所の設置工事	調整	設計	設計	—

4 事業実績

- (1) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実
- ① 虐待の再発防止等支援事業の実施
訪問世帯数 10 世帯
訪問児童数 延 118 人
 - ② 地域子ども家庭支援センター分室(上石神井)の新設工事(一部)
中断していた都管住宅建設工事の着手に伴い、地域子ども家庭支援センター分室の新設工事が開始された。
 - ③ 施設型子どもショートステイ事業等の充実
令和4年度から乳児定員枠を2人から4人に拡充した。
(ア) 施設型子どもショートステイ事業
利用人数 延 2,150 人
(イ) 要支援家庭ショートステイ事業
利用人数 延 280 人
 - ④ 家庭型子どもショートステイ事業の実施
登録家庭数 12 家庭
 - ⑤ 専門職員の増員
増員 心理1人、福祉3人、保健師2人
減員 会計年度任用職員相談員2人
- (2) 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進
練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化
虐待通告の初期対応機関の振り分けのため、都区合同の受理会議の実施や都区合同の調査・家庭訪問などにより、都区の連携を図った。
- <都による児童相談所の設置>
(仮称)都立練馬児童相談所の設置工事
内部改修工事の設計委託を実施した。

事業名	(8) ねりっこクラブの全小学校での実施		施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	3	すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	款	こども家庭費	項	こども家庭費 目 こども家庭総務費 児童福祉施設費

1 事業概要

(1) ねりっこクラブの全小学校での実施

① ねりっこクラブの実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供する。早期の全校実施を目指す。

② 夏休み居場所づくり事業の実施

ねりっこクラブを実施していない学校では、夏休み居場所づくり事業を実施し、児童の居場所を確保する。

(2) 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実

① 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施

平成 29 年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し実施してきたが、令和 3 年 6 月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、福祉、医療と連携し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定し、方針に基づく支援を実施する。

② 障害児等受け入れ体制の充実

学童クラブの入会を希望する障害児や医療的ケアが必要な児童が、安心して学童クラブでの生活を送れるよう受入れ枠を拡大するとともに医療的ケア児の優先選考を実施する。

(3) キッズ安心メールの利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」を全小学校のひろば室へ設置する。

(4) 児童館の機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直す。

① 中学生・高校生向け事業を充実する。

② 地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1)ねりっこクラブの全小学校での実施						
①ねりっこクラブの実施						
運營業務委託事業者選 定委員会委員謝礼	350,000	260,000	90,000	74.3	使用料及び手数料	1,084,805,937
消耗品費	14,168,000	13,910,031	257,969	98.2	261,039,627	
修繕料	865,000	110,770	754,230	12.8	国庫支出金	
廃棄物処理委託料	244,000	223,300	20,700	91.5	265,587,000	
運營業務等委託料	2,503,596,000	2,275,707,356	227,888,644	90.9	都支出金	
教室改修等工事費	3,178,000	3,175,350	2,650	99.9	693,863,000	
冷蔵庫等購入費	7,167,000	7,140,635	26,365	99.6		
②夏休み居場所づくり事 業の実施						
夏休み居場所づくり事業 委託料	5,250,000	4,768,122	481,878	90.8		

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
(2)障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実 ①医療的ケア児への新支援方針の策定、実施 【再掲】※ ②障害児等受入れ体制の充実 育成協力員報酬額等 生活支援員報酬額等 医療的ケア児支援委託料	- 16,653,000 9,485,000 4,431,000	- 12,762,116 2,582,584 4,408,140	- 3,890,884 6,902,416 22,860	- 76.6 27.2 99.5	- 国庫支出金 11,382,000 都支出金 6,071,334	- 2,299,506
(3)キッズ安心メールの利用拡大 キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置 運營業務等委託料 読取端末機器賃借料	1,797,000 719,000	1,796,450 694,320	550 24,680	100.0 96.6	0	2,490,770
(4)児童館の機能の見直し ①中学生・高校生向け事業の充実 中高生カフェ事業用消耗品費 ②出前児童館の充実 出前児童館実施用消耗品費	325,000 258,000	275,381 0	49,619 258,000	84.7 0	0	275,381
合 計	2,568,486,000	2,327,814,555	240,671,445	90.6	1,237,942,961	1,089,871,594

※…計画4 事業(9)-(3)の再掲。事業費は事業(9)-(3)に計上している。

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(1)ねりっこクラブの全小学校での実施 ①ねりっこクラブの実施 計52校 ②夏休み居場所づくり 事業の実施	計37校 実施	8校開始 実施	8校開始 実施	% 100 -
(2)障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実 ①医療的ケア児への新支援方針の策定、実施 ②障害児等受入れ体制の充実	現行方針の検証 障害児受入枠290人	策定 充実	策定延期 充実 (304人)	- -
(3)キッズ安心メールの利用拡大 キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置 計65校設置	計46校設置	10校設置	10校設置	100

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(4) 児童館の機能の見直し				
① 中学生・高校生向け事業の充実	実施	充実	充実	-
② 出前児童館の充実	実施	充実	充実	-

4 事業実績

(1) ねりっこクラブの全小学校での実施

① ねりっこクラブの実施

令和4年度は、新たに8校（大泉東小、中村小、大泉小、北町小、豊玉第二小、石神井西小、大泉北小、光が丘夏の雲小）で開始した。

全校実施を目指して平成28年度から事業を開始し、令和4年度末時点で45校で実施している。

② 夏休み居場所づくり事業の実施

令和4年度は、石神井小、大泉第二小、豊玉南小で実施した。

(2) 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実

① 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施

練馬区障害者計画の中間見直しと整合を図るため令和5年度に策定する。

② 障害児等受入れ体制の充実

障害のない医療的ケア児を障害児枠から外し、新たに設けた医療的ケア児枠で受け入れることとした。障害児の受入枠を290人から令和5年4月1日時点で304人に充実した。

(3) キッズ安心メールの利用拡大

当初計画10校のうち5校は「学校応援団ひろば室」に設置、5校については、「ねりっこひろば室」に設置した。

(4) 児童館の機能の見直し

① 中学生・高校生向け事業の充実

児童館の相談機能強化を目的とした中高生カフェは、コロナ禍においては工夫しながら実施し、年度後半からはクッキングを再開した。

② 出前児童館の充実

15児童館で198回実施した。

事業名	(9) 支援が必要な子どもたちへの取組の充実			施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	款	総務費 保健福祉費 教育費 こども家庭費	項	総務管理費 保健福祉費 教育総務費 こども家庭費	目	一般管理費 保健福祉総務費 学校教育総務費 教育指導費 学校教育支援センター費 児童福祉施設費

1 事業概要

(1) 不登校対策の充実

① 不登校対策の見直し

令和3年度から4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境を把握する調査を実施する。調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直す。

② ICTを活用した相談・学習支援の実施

児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を利用し、令和3年度に開始したオンライン相談に加え、学習指導協力員による不登校児童・生徒への学習支援を新たに開始する。

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う。

(3) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し実施してきたが、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、福祉、医療と連携し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定し、方針に基づく支援を実施する。

(4) ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組む。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実する。

2 経費の執行状況

区分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 不登校対策の充実						
① 不登校対策の見直し						
実態調査委託料	5,102,000	5,046,437	55,563	98.9		
② ICTを活用した相談・学習支援の実施					0	5,140,037
指導協力員謝礼	292,000	93,600	198,400	32.1		
(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施						
消耗品費	141,000	127,885	13,115	90.7	国庫支出金	
学習支援委託料	63,963,000	63,440,960	522,040	99.2	23,887,500	39,681,345
(3) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定						
報酬	18,941,000	13,022,477	5,918,523	68.8		
期末手当	2,606,000	979,492	1,626,508	37.6	国庫支出金	
社会保険料等	2,631,000	1,273,835	1,357,165	48.4	6,211,000	
報償費	626,000	194,500	431,500	31.1	諸収入	
費用弁償	474,000	369,584	104,416	78.0	538,632	
保険料	80,000	51,480	28,520	64.4		
委託料	4,434,000	4,161,740	272,260	93.9		13,303,476

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
(4)ヤングケアラーへの支援の充実						
講師謝礼	84,000	78,900	5,100	93.9		
印刷費	179,000	178,200	800	99.6	国庫支出金	1,118,635
ヤングケアラー啓発リーフレット作成等委託料	2,821,000	1,877,535	943,465	66.6	1,016,000	
合 計	102,374,000	90,896,625	11,477,375	88.8	31,653,132	59,243,493

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(1)不登校対策の充実				%
①不登校対策の見直し	実態調査 (追跡調査)	実態調査 (支援環境調査) 分析	実態調査 (支援環境調査) 分析	-
②ICTを活用した相談・学習支援の実施	一部実施	開始	開始	-
(2)学習支援事業「中3勉強会」の実施 中3勉強会(7か所) 年間80回	年間80回	実施	実施 (年間80回)	-
(3)学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定 医療的ケア児への新支援方針の策定、実施	現行方針の検証	策定	策定延期	-
(4)ヤングケアラーへの支援の充実				
①実態調査の実施	一部実施	実施	実施	-
②啓発、研修の実施	一部実施	実施	実施	-
③相談・支援体制の充実	検討	検討・充実	検討・充実	-

4 事業実績

(1) 不登校対策の充実

① 不登校対策の見直し

令和3年度から4年度にかけて実施した調査結果やその分析を取りまとめた「練馬区不登校に関する実態調査報告書」を令和4年11月に発行した。また、調査結果等を踏まえ、不登校対策の見直しに着手した。

② ICTを活用した相談・学習支援の実施

適応指導教室トライ(中学生)に通室している生徒を対象とした、オンライン学習支援を開始した。

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

利用者数 193人

(3) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

練馬区障害者計画の中間見直しと整合を図るため令和5年度に策定する。

(4) ヤングケアラーへの支援の充実

① 実態調査の実施

児童・生徒、教員、民生・児童委員等に対し、実態調査を実施。

令和4年度ヤングケアラー実態調査報告書を令和4年10月に発行した。

② 啓発、研修の実施

教員向けヤングケアラーリーフレットの作成。

ヤングケアラー支援者向け研修の実施 実施回数 3回

③ 相談・支援体制の充実

学校や市内の関係支援機関でヤングケアラーの可能性のある児童・生徒を発見した際に支援の必要性について組織で判断し、関係機関に繋ぐための方策や体制の構築を行った。

事業名	(10) 教育の質の向上	施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち
戦略計画名	4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	款	総務費 教育費
		項	総務管理費 教育総務費 小学校費 中学校費
		目	学校教育総務費 教育指導費 学校運営費 学校施設整備費 学校管理費 一般管理費

1 事業概要

- (1) ICT を活用した教育内容の充実
各校における ICT 活用推進リーダーを育成する研修を実施するとともに ICT 支援員や「教育 ICT 実践事例集」の活用により、教員全体の ICT 活用能力を高める。また、通信環境を強化し、ICT を活用した教育効果の高い授業を実施する。
- (2) 学校図書館管理員の全校配置
区立小中学校の学校図書館において、より統一した対応を図るため、業務委託による学校図書館管理員を全校に配置した。
- (3) 小中学校の改築等の推進
築 50 年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要である。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築 60 年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を 80 年とする。その他の建物は、築 60 年を目途に改築する。
- (4) 小中学校体育館の空調設備の整備
既存の小中学校体育館に空調設備を整備する。
- (5) 小中学校トイレの改修
小中学校のトイレは、平成 29 年度までに 1 系統目の改修を終了した。未改修の 2 系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めていく。
- (6) 区立学校の適正配置
今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針を検討する。
- (7) 小中一貫教育の推進
 - ① 小中一貫教育推進
これまで、小中一貫教育の研究・実践を全校で行ってきた。これらの取組の検証と成果をもとに、中学校区ごとに「目指す 15 歳の姿」を定め、9 年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」を作成し、小中一貫教育の更なる推進を図る。
 - ② 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備
旭丘小学校・旭丘中学校を小中一貫教育校として改築する。引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組む。
- (8) 若手教員の育成の強化
ベテラン教員の大量退職や 35 人学級編制の実施、小学校教科担任制の導入等に伴い、若手教員の大量採用が見込まれる。
若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、研修内容を充実する。また、教育アドバイザー（元校長）の配置を拡大し、若手教員のサポート体制を強化する。
- (9) 教員の働き方改革
教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため、「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教員の業務改善（働き方改革）に引き続き取り組む。副校長補佐およびスクール・サポート・スタッフ（教育サポート人材）ならびに部活動指導員の配置を拡大する。
- (10) 英語指導の充実
グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校連続した英語教育を実施する。
「聞く」「話す」「読む」「書く」の 4 技能のバランスの取れた英語力の向上を目指すため、中学 2 年生に続き小学 6 年生に、英語 4 技能検定を導入した。また、令和 4 年度から、中学 1 年生を対象とした夏季イングリッシュキャンプを実施する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1)ICTを活用した教育内容の充実						
①ICT支援員の配置 システム運用保守等委託料	295,680,000	295,680,000	0	100		
②教育ネットワーク回線の充実 校内LAN敷設委託料	26,488,000	16,835,500	9,652,500	63.6	都支出金 221,760,000	164,650,100
③教員用タブレットパソコンの配備 回線使用料	18,448,000	18,448,000	0	100		
システム運用保守等委託料	14,784,000	14,784,000	0	100		
教育ICT機器設置等委託料	41,990,000	40,662,600	1,327,400	96.8		
(2)学校図書館管理員の全校配置 読書活動支援業務委託料	191,221,000	191,136,000	85,000	100.0	0	191,136,000
(3)小中学校の改築等の推進						
初度調弁費(一般需用費)	5,827,000	5,789,784	37,216	99.4		
移転料	3,296,000	2,420,000	876,000	73.4		
廃棄物処理等委託料	2,464,000	1,956,700	507,300	79.4		
設計等委託料	252,508,000	246,674,210	5,833,790	97.7	国庫支出金 136,978,000	964,524,574
工事監理委託料	23,159,000	23,117,000	42,000	99.8	特別区債 696,000,000	
仮設校舎賃借料	391,509,000	391,508,217	783	100.0		
改築等工事費	1,087,011,000	1,084,304,863	2,706,137	99.8		
改築関連工事費	31,574,000	31,449,000	125,000	99.6		
初度調弁費(備品購入費)	10,404,000	10,282,800	121,200	98.8		
(4)小中学校体育館の空調設備の整備						
小学校費						
設計等委託料(9校)	30,770,000	28,952,000	1,818,000	94.1	国庫支出金 98,238,000	991,693,132
一般改修工事費(10校)	955,100,000	804,381,600	150,718,400	84.2	都支出金 194,781,000	
中学校費						
設計等委託料(6校)	30,345,000	20,494,232	9,850,768	67.5		
一般改修工事費(6校)	504,146,000	430,884,300	73,261,700	85.5		
(5)小中学校トイレの改修						
小学校費						
設計等委託料(5校)	26,980,000	23,684,397	3,295,603	87.8	国庫支出金 46,170,000	264,377,530
一般改修工事費(3校)	232,646,000	203,933,609	28,712,391	87.7	都支出金 36,164,000	
中学校費						
設計等委託料(1校)	5,415,000	4,194,784	1,220,216	77.5		
一般改修工事費(2校)	129,565,000	114,898,740	14,666,260	88.7		
(6)区立学校の適正配置						
委員等謝礼	24,000	24,000	0	100		
消耗品費	2,000	1,461	539	73.1	0	44,898
会議録作成委託料	26,000	19,437	6,563	74.8		
(7)小中一貫教育の推進						
講師等謝礼	1,225,000	810,513	414,487	66.2		
消耗品費および印刷費	1,345,000	785,026	559,974	58.4	0	1,692,723
会議録作成委託料	137,000	97,184	39,816	70.9		
会場使用料	115,000	0	115,000	0		

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
(8) 若手教員の育成の強化 講師謝礼 旅費 消耗品費 外国語活動研修委託料 全国研究大会等参加分担金	1,152,000 30,000 209,000 382,000 194,000	591,760 0 0 381,392 112,000	560,240 30,000 209,000 608 82,000	51.4 0 0 99.8 57.7	都支出金 69,750	1,015,402
(9) 教員の働き方改革 ①教員サポート人材の配置拡大 学校経営補佐人件費 副校長補佐人件費 スクール・サポート・スタッフ人件費 ②部活動指導員の配置拡大 部活動指導員人件費	3,661,000 107,372,000 145,596,000 13,576,000	3,129,533 106,103,888 137,295,673 10,823,994	531,467 1,268,112 8,300,327 2,752,006	85.5 98.8 94.3 79.7	都支出金 228,782,015	28,571,073
(10) 英語教育の充実 英語4技能検定委託料 夏季イングリッシュキャンプの実施 報償費 旅費 消耗品費 保険料 常駐看護師業務委託料 イングリッシュキャンプ運営委託料 バス借上げ料等	46,060,000 1,102,000 75,000 54,000 28,000 2,640,000 37,032,000 2,733,000	42,176,723 199,820 8,470 52,570 27,532 2,640,000 37,031,500 2,732,429	3,883,277 902,180 66,530 1,430 468 0 500 571	91.6 18.1 11.3 97.4 98.3 100 100.0 100.0	0	84,869,044
合 計	4,676,100,000	4,351,517,241	324,582,759	93.1	1,658,942,765	2,692,574,476

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
(1) ICTを活用した教育内容の充実 教員全体のICT活用能力の向上 教育ネットワーク回線の充実 教員用タブレットパソコンの配備 デジタル教科書の導入に向けた検討	実施 実施 全児童生徒へタブレットパソコンの配備 -	実施 充実 配備 検討	実施 充実 配備 検討	% - - - -
(2) 学校図書館管理員の全校配置 学校図書館管理員の配置	配置	全校配置	全校配置	-
(3) 小中学校の改築等の推進 ① 関町北小学校 工事(完了) ② 上石神井北小学校 工事(一部) ③ 旭丘小学校旭丘中学校 工事(一部)	工事 実施設計 実施設計	工事 工事 実施設計	工事(一部) 工事(一部) 実施設計(完了)	- - -

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
④向山小学校 実施設計	－	基本設計	基本設計(完了)	－
⑤田柄中学校 実施設計	－	基本設計	基本設計(完了)	－
⑥練馬東小学校 基本設計	－	－	－	－
⑦豊溪小学校 基本設計	－	－	－	－
⑧石神井南中学校 長寿命化改修設計	－	－	－	－
(4)小中学校体育館の空調 設備の整備 設置完了 計73校	計41校	16校	16校	100
(5)小中学校トイレの改修 工事完了 計24校	計13校	5校	5校	100
(6)区立学校の適正配置 新たな基本方針の検討	検討	検討	検討	－
(7)小中一貫教育の推進				
①小中一貫教育の取組プ ログラムの作成	研究・実践	検証	検証	－
②旭丘・小竹地域におけ る施設一体型小中一貫 教育校の整備				
地域との調整	調整	調整	調整	－
工事	実施設計	実施設計	実施設計	－
(8)若手教員の育成の強化				
若手教員研修の充実	実施	充実	充実	－
教育アドバイザーの配置 拡大	配置	拡大	拡大	－
(9)教員の働き方改革				
①教員サポート人材の配 置拡大	配置	拡大	拡大	－
②部活動指導員の配置拡大	配置	拡大	拡大	－
(10)英語教育の充実				
英語4技能検定の実施				
中学2年生	実施	実施	実施	－
小学6年生	－	開始	開始	－
夏季イングリッシュキャ ンプの実施	検討	試行	試行	－

4 事業実績

(1) ICT を活用した教育内容の充実

① 教員全体の ICT 活用能力の向上

「教育 ICT 実践事例集」の活用や ICT 支援員による巡回支援により、学校現場における教員のサポートを実施した。

② 教育ネットワーク回線の充実

学校からインターネットへの接続回線を増やし、全教室での一斉オンライン授業等が行える環境を整備した。

③ 教員用タブレットパソコンの配備

授業を受け持つ常勤教員一人に1台のタブレットパソコンを配備した。

④ デジタル教科書の導入に向けた検討

現在、国が実施しているデジタル教科書の実証事業に参加している。

(2) 学校図書館管理員の全校配置

人的支援として、学校図書館の運営業務委託契約により学校図書館管理員を全校に配置した。

(3) 小中学校の改築等の推進

項目		施設名	関町北 小学校	上石神井北 小学校	向山 小学校	旭丘小学校 旭丘中学校	田柄 中学校
経 費			円	円	円	円	円
	初度調弁費 (一般需用費)		5,789,784	-	-	-	-
	移 転 料		2,420,000	-	-	-	-
	業務委託料		-	-	-	-	-
	廃棄物処理等委託料		1,956,700	-	-	-	-
	設計等委託料		-	-	44,854,590	155,570,120	46,249,500
	工事監理委託料		10,969,000	12,148,000	-	-	-
	厨房備品移設等委託料		-	-	-	-	-
	仮設校舎賃借料		49,364,217	342,144,000	-	-	-
	改築等工事費		588,474,863	495,830,000	-	-	-
	改築関連工事費		-	-	-	31,449,000	-
初度調弁費 (備品購入費)		10,282,800	-	-	-	-	
計		669,257,364	850,122,000	44,854,590	187,019,120	46,249,500	
所在地		関町北 5-13-40	石神井台 5-1-32	向山 2-14-11	旭丘小学校 旭丘 2-21-1 旭丘中学校 旭丘 2-40-1	田柄 3-3-1	
敷地面積		14,037㎡	13,757㎡	10,796㎡	旭丘小学校 15,902㎡ 旭丘中学校 12,417㎡	18,363㎡	

(4) 小中学校体育館の空調設備の整備

豊玉南小学校、早宮小学校、開進第三小学校、仲町小学校、練馬第三小学校、高松小学校、光が丘四季の香小学校、光が丘第八小学校、大泉第二小学校、開進第三中学校、練馬東中学校、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、石神井中学校、関中学校において設計を行った。

開進第一小学校、開進第四小学校、練馬小学校、田柄小学校、谷原小学校、大泉第三小学校、大泉西小学校、泉新小学校、橋戸小学校、八坂小学校、練馬中学校、石神井南中学校、南が丘中学校、大泉北中学校、大泉学園桜中学校、八坂中学校において工事を行った。

(5) 小中学校トイレの改修

豊玉東小学校、中村小学校、南町小学校、石神井東小学校、大泉第一小学校、開進第一中学校において設計を行った。

開進第二小学校、田柄第二小学校、大泉第二小学校、練馬中学校、関中学校において工事を行った。

(6) 区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を行った。

(7) 小中一貫教育の推進

32中学校区グループおよび小中一貫教育校大泉桜学園において小中一貫教育の研究・実践に取り組んだ。

2校目の小中一貫教育校について、保護者や地域の代表および学校長等で構成する「小中一貫教育校推進委員会」等において保護者や地域の意見を伺いながら開校に向けた検討を進めた。

また、児童・生徒の安全・教育環境の確保や近隣住民への配慮等、様々な視点で検討した上で説明会を実施し、地域や保護者の意見を取り入れながら設計を行った。

(8) 若手教員の育成の強化

研修内容を充実させることで若手教員の実践的な指導力向上を図りつつ、教育アドバイザーの配置を拡大することでサポート体制を強化した。

(9) 教員の働き方改革

① 教員サポート人材の配置拡大

教員の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを110名、副校長の業務をサポートする副校長補佐を58名配置し、令和3年度末から比べ合計39名配置拡大した。

② 部活動指導員の配置拡大

部活動指導員を8名配置し、令和3年度末から比べ5名配置拡大した。

(10) 英語教育の充実

① 英語4技能検定の実施

令和2年度から中学2年生にて実施している英語4技能検定を令和4年度からは小学6年生を対象に加えて実施し、英語教育の充実を図った。

② 夏季イングリッシュキャンプの実施

実践的な英語を活用し学習意欲を高める場として、中学1年生を対象とした宿泊学習を新規実施した。在籍生徒数4,300人に対し2,772人の生徒が参加し、参加率は64.5%であった。

事業名	(II) 家庭や地域と連携した教育の推進			施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	款	教育費	項	教育総務費 中学校費	目	学校教育総務費 教育指導費 学校管理費

1 事業概要

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

① 地域と協働した学校運営の推進

地域未来塾をはじめとする、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動を更に充実させるために、区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究する。

② 地域未来塾の充実

学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒を対象として、放課後の空き教室等で学習支援を行う「地域未来塾」の実施校を拡大する。

③ 農業者と連携した体験学習の充実

区の特徴である都市農業を活かした小学校での学習モデルの作成や、希望する学校への農業者の紹介を通じて、農業者と連携した体験学習を充実する。

(2) 校外学習の見直し・充実

コロナ禍での校外学習の安全実施や少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定する。

令和4年度から本方針に基づき、中学1年生を対象とした臨海学校を廃止し、夏季イングリッシュキャンプを新たに実施する。また、小学生を対象とした都市農業を活かした体験学習を拡充する。

(3) 学校安全対策の拡充

学校への不審者の侵入を未然に防ぎ、万一侵入された場合でも被害を出さないよう、教育委員会配置の学校防犯指導員による、教職員・保護者向けの不審者対応訓練を引き続き実施する。また、登下校時の安全を確保するため、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、地域と連携した児童・生徒の安全を守るための施策を実施する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進						
① 地域と協働した学校運営の推進						
教育研究奨励経費	1,190,000	766,050	423,950	64.4	都支出金 5,373,000	3,513,189
委員等謝礼	108,000	36,000	72,000	33.3		
CSマイスター謝礼	24,000	24,000	0	100		
② 地域未来塾の充実						
学習支援員謝礼	8,738,000	8,060,139	677,861	92.2		
③ 農業者と連携した体験学習の充実 小学生	-	-	-	-	-	-
(2) 校外学習の見直し・充実						
① 新方針に基づく校外学習の実施						
体験学習業務委託料	164,000	163,900	100	99.9	0	163,900
② 夏季イングリッシュキャンプの実施 【再掲】 ※1	-	-	-	-	-	-

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
③農業者と連携した体験学習の充実 小学生 【再掲】 ※2	-	-	-	-	-	-
合 計	10,224,000	9,050,089	1,173,911	88.5	5,373,000	3,677,089

※1…計画 4 事業(10)-(10)の再掲。事業費は事業(10)-(10)に計上している。

※2…計画 4 事業(11)-(1)の再掲。

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
				%
(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進				
① 地域と協働した学校運営	検討	検証	検証	-
② 地域未来塾の拡大	実施 (79校)	拡大	拡大 (2校)	-
③ 農業者と連携した体験学習の充実 小学生	実施	充実	充実	-
(2) 校外学習の見直し・充実				
① 新方針に基づく校外学習の実施	方針の策定	実施	実施	-
② 夏季イングリッシュキャンプの実施 中学1年生	検討	試行	試行	-
③ 農業者と連携した体験学習の充実 小学生	実施	充実	充実	-
(3) 学校安全対策の拡充 学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施	実施	実施	実施	-

4 事業実績

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

全ての区立小中学校・幼稚園で学校・地域連携事業を継続実施した。地域と一体となった学校運営を実現するため、学校を核としたさまざまな地域連携事業の課題整理や、学校と地域とのより効果的な協働の仕組みづくりについて整理、検討を行った。

また、家庭での学習が困難な児童・生徒や学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒に対し、放課後等に地域住民の協力により学習支援を行う「地域未来塾」を、計 81 校で実施した。

都市農業課と連携し、学校に対し「練馬区農業者とのマッチング希望調査」を実施し、希望する学校と農業者との連携ができるよう支援し、教育活動につなげた。

(2) 校外学習の見直し・充実

新方針を踏まえ令和 4 年度からの新規事業として、実践的な英語を活用し学習意欲を高める場として、中学 1 年生を対象とした夏季イングリッシュキャンプを新規実施した。在籍生徒数 4,300 人に対し 2,772 人の生徒が参加し、参加率は 64.5% であった。

小学校移動教室では、新たな体験学習（孺恋村農業体験）を 1 校で実施した。引き続き、全校で新たな体験学習が受けられるように農業体験以外の事業をベルデ等と検討する。

都市農業課と連携し、学校に対し「練馬区農業者とのマッチング希望調査」を実施し、希望する学校と農業者との連携ができるよう支援し、教育活動につなげた。

(3) 学校安全対策の拡充

学校、保護者、土木部、警察等と連携し、小学校 23 校の学区域で通学路等安全点検を実施し、点検結果に基づいて対策を実施した。

事業名	(12) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開	施策の柱	I 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画名	4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	款	教育費	項	教育総務費 目 学校教育総務費

1 事業概要

(1) 幼保小連携の推進

幼児教育・保育、小学校教育に携わる職員が、円滑な接続を目指すため、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を作成し、取組を進めてきた。令和3年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定する。

(2) 家庭教育支援事業の実施

家庭教育に関する悩みを軽減させるため、令和元年度に多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介する家庭教育支援リーフレットを作成し、取組を進めてきた。家庭教育支援の充実を図るため、子育て・教育に関する様々な情報を集約し、児童生徒用タブレットなど、オンラインを活用した情報発信を行い、保護者と子どもたちが共に学ぶ機会を提供する。

2 経費の執行状況

区 分	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
	円	円	円	%	円	円
(1)幼保小連携の推進						
講師等謝礼	185,000	112,800	72,200	61.0	国庫支出金 136,000	1,706,960
消耗品費および印刷費	2,467,000	1,419,625	1,047,375	57.5		
会議録作成委託料	143,000	142,535	465	99.7		
会場使用料	168,000	168,000	0	100		
(2)家庭教育支援事業の実施						
アドバイザー謝礼	10,000	0	10,000	0	0	130,900
印刷費	131,000	130,900	100	99.9		
合 計	3,104,000	1,973,860	1,130,140	63.6	136,000	1,837,860

3 事業の進捗状況

令和5年度目標	令和3年度末現況	令和4年度		
		計画A	実施B	実施率(B/A)
				%
(1)幼保小連携の推進 「ねりま接続期プログラム」の改定	実施	検討	検討	-
(2)家庭教育支援事業の実施 児童生徒用タブレット等 を活用した情報発信	検討	開始	開始	-

4 事業実績

(1) 幼保小連携の推進

「ねりま接続期プログラム」を活用した、教員・保育士を対象とした研修会を開催した。また、幼保小連携の取組の充実に向けて意見交換の場を設定する等の取組を実施するとともに、保護者向け冊子「もうすぐ1年生」を発行した。接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」改定に向けて検討を行った。

(2) 家庭教育支援事業の実施

家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。インターネット上で家庭教育に関する情報を得ようとする保護者等が、区で実施している事業につながりやすくするため、区ホームページ内に専用の検索サイト「ネリまなび～親子で見よう～」を作成し、公開している。

また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもたちが共に学ぶ機会を提供している。

資料 2

令和5年9月4日
教育振興部学務課
教育振興部学校施設課
こども家庭部保育課

区立小中学校、幼稚園、保育園等の校庭等における釘等の埋没調査および除去について

令和5年4月、他区小学校の校庭で転んだ児童が地面に露出していた釘により大けがを負う事故が発生した。この事故報道を受け、区立小中学校と幼稚園では教職員による校庭・園庭の緊急点検を実施し、区立保育園においても園庭の安全確認を行った。発見した釘等については、すでに各校・園において除去したが、児童・生徒・園児の安全確保に万全を期すため、金属探知機による校庭・園庭の調査および釘等の除去を実施する。

1 小中学校

(1) 内容

以下を事業者に委託し実施する。

ア 埋没している釘等の調査

校庭に危険な釘等の埋没物がないか、金属探知機を使用して確認する。調査の深度は地表面から5cmまでとする。

イ 除去および整地

釘等を探知した場合は、その場で除去する。掘削した土砂については、埋め戻しのうえ安全な状態に復旧する。

(2) 対象施設

ア 区立小学校 63校

※関町北小（改築による校庭整備中）と開進第三小（人工芝の校庭）は除く

イ 区立中学校 33校全校

ウ 学校教育支援センター運動場（旧光が丘第二小）

エ こども発達支援センター運動場（旧光が丘第五小）

(3) スケジュール

令和5年9月 事業者決定

令和5年10月～令和6年3月 調査・除去作業

2 幼稚園、保育園

(1) 内容

教育委員会が購入した金属探知機を使用し、幼稚園・保育園の職員が調査・除去を行う。

私立幼稚園・保育園については、希望する園に金属探知機の貸し出しを行う。

(2) 対象施設

ア 区立幼稚園・保育園 63 園全園

イ 私立幼稚園・保育園 129 園（園庭のない園を除く全園）

(3) スケジュール

令和5年 8月 金属探知機購入

令和5年 8月～9月 調査・除去作業

※私立幼稚園・保育園は10月以降も希望する園に随時貸し出し

3 経費

合計約5千万円

令和 5 年 9 月 4 日
教育振興部教育指導課

令和 5 年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

1 調査の趣旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2 調査の対象となる児童生徒

国・公・私立学校の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科（国語、算数・数学、英語〔中学〕）に関する調査

イ 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査

(2) 学校に対する質問紙調査

4 調査日

令和 5 年 4 月 18 日（火）

5 調査実施校

(1) 小学校 65 校

(2) 中学校 33 校

6 調査結果

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査（平均正答率 単位：％）

(ア) 小学校＜公立＞

	国語	算数
練馬区	70	69
東京都	69	67
全国	67.2	62.5

(イ) 中学校＜公立＞ ※英語は、「話すこと」を除く。

	国語	数学	英語
練馬区	74	57	55
東京都	72	54	52
全国	69.8	51.0	45.6

イ 学習意欲等に関する質問紙調査（平均正答率 単位：％）

・数値は、「1当てはまる」「2どちらかといえば当てはまる」を合算したもの

(ア) 自分自身に関すること

- ① 自分には、よいところがあると思いますか

	小学校	中学校
練馬区	83.6	78.6
東京都	83.6	80.1
全国	83.5	80.0

- ② 学校に行くのは楽しいと思いますか

	小学校	中学校
練馬区	85.6	80.4
東京都	84.5	81.6
全国	85.3	81.8

- ③ 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか

	小学校	中学校
練馬区	87.2	83.4
東京都	88.8	84.6
全国	89.8	87.3

- ④ 将来の夢や目標を持っていますか

	小学校	中学校
練馬区	79.1	62.6
東京都	79.6	64.3
全国	81.5	66.3

- ⑤ 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか

	小学校	中学校
練馬区	65.0	61.1
東京都	68.5	65.7
全国	68.5	66.4

(イ) 主体的・対話的で深い学びに関すること

- ① 家で自分で計画を立てて勉強していますか（学校の授業の予習や復習を含む）

	小学校	中学校
練馬区	70.2	55.3
東京都	71.5	56.3
全国	70.7	55.0

- ② 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

	小学校	中学校
練馬区	74.2	76.7
東京都	74.8	77.5
全国	76.5	77.6

- ③ 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか

	小学校	中学校
練馬区	82.0	80.2
東京都	81.5	80.1
全国	81.8	79.7

- ④ 学習した内容について分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか

	小学校	中学校
練馬区	74.7	68.7
東京都	75.8	70.5
全国	77.4	69.2

(ウ) 教科に関すること

- ① 国語の勉強は好きですか

	小学校	中学校
練馬区	61.1	60.1
東京都	62.0	61.6
全国	61.5	61.4

- ② 国語の授業の内容はよく分かりますか

	小学校	中学校
練馬区	86.2	80.6
東京都	86.0	80.9
全国	85.7	80.0

- ③ 算数（数学）の勉強は好きですか

	小学校	中学校
練馬区	67.8	58.9
東京都	65.7	59.1
全国	61.4	56.7

- ④ 算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか

	小学校	中学校
練馬区	86.4	76.6
東京都	84.9	75.6
全国	81.2	73.3

- ⑤ 英語の勉強は好きですか

	小学校	中学校
練馬区	66.9	55.0
東京都	65.8	53.9
全国	69.3	51.9

⑥ 英語の勉強は大切だと思いますか

	小学校	中学校
練馬区	91.2	90.9
東京都	91.3	90.3
全国	91.3	88.0

(エ) タブレット活用に関すること

- ① 昨年度までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか（週1回以上の割合）

	小学校	中学校
練馬区	82.9	85.0
東京都	89.6	90.5
全国	86.3	87.5

- ② 学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか

	小学校	中学校
練馬区	93.2	88.2
東京都	93.9	91.9
全国	95.1	93.3

(2) 学校に対する質問紙調査（単位：％）

ア 児童生徒に関すること

- ① 調査対象学年の児童（生徒）は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか

	小学校	中学校
練馬区	86.1	96.9
東京都	89.5	89.6
全国	88.9	88.0

- ② 調査対象学年の児童（生徒）は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか

	小学校	中学校
練馬区	75.4	87.9
東京都	87.9	89.7
全国	87.7	88.8

- ③ 調査対象学年の児童（生徒）は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか

	小学校	中学校
練馬区	81.5	90.9
東京都	85.1	86.8
全国	83.4	86.2

イ 指導に関すること

- ① 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか

	小学校	中学校
練馬区	86.2	84.8
東京都	91.2	86.5
全国	89.0	87.7

- ② 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けましたか

	小学校	中学校
練馬区	84.6	72.7
東京都	88.0	79.5
全国	85.6	78.6

ウ ICT機器の活用に関すること

- ① 前年度に、教員が大型提示装置（プロジェクター、電子黒板など）などのICT機器を活用した授業を1クラス当たり、どの程度行いましたか（ほぼ毎日の割合）

	小学校	中学校
練馬区	92.3	81.8
東京都	84.1	79.3
全国	72.7	71.8

- ② 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか

		ほぼ毎日	週3以上	週1以上	月1以上
小学校	練馬区	63.1	27.7	9.2	0.0
	東京都	74.5	20.5	4.8	0.2
	全国	65.2	25.4	8.4	0.9
中学校	練馬区	54.5	24.2	21.2	0.0
	東京都	67.3	21.2	10.1	0.9
	全国	62.6	24.1	11.0	1.9

エ 校内研修に関すること

- ① 授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか

	小学校	中学校
練馬区	96.9	87.8
東京都	98.3	89.6
全国	98.5	94.7

- ② 児童（生徒）自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、発表するなどの学習活動を学ぶ校内研修を行っていますか

	小学校	中学校
練馬区	78.4	81.9
東京都	90.3	82.3
全国	88.8	83.8

練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について

区では、平成31年4月に改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針（以下、「不登校対策方針」という。）」に基づき、不登校児童生徒への支援を行ってきた。

平成31年4月の改定以降、不登校児童生徒への支援に対する国の考え方や児童生徒を取り巻く環境が変化するとともに、令和3・4年度の2か年で「練馬区不登校に関する実態調査」を実施した。

このたび、国の考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化、調査結果を踏まえた不登校対策とするため、不登校対策方針を改定した。については、下記のとおり報告する。

記

1 不登校対策方針

別添のとおり

2 公表

区ホームページに掲載する。

練馬区教育委員会 不登校対策方針



- 一人ひとりの状態に寄り添う
- 一人ひとりの自立を助ける
- 一人ひとりを人や社会につなげる

令和5年（2023年）8月

練馬区教育委員会

目次

第1章 不登校対策方針改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第2章 これまでの取組

1 不登校対策の理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第3章 不登校実態調査で得た結果

1 当事者（児童生徒・保護者）の視点・・・・・・・・ P 5

2 支援者（学校・フリースクール）の視点・・・・・・・・ P 6

第4章 今後の不登校対策

1 改定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

2 不登校対策の理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

3 不登校対策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

4 今後の取組

【方向性1】安心できる学校づくり・・・・・・・・ P 13

【方向性2】早期支援の実施・・・・・・・・ P 13

【方向性3】多様な支援の実施・・・・・・・・ P 14

参考資料

1 不登校対策に関する国の動向・・・・・・・・ P 15

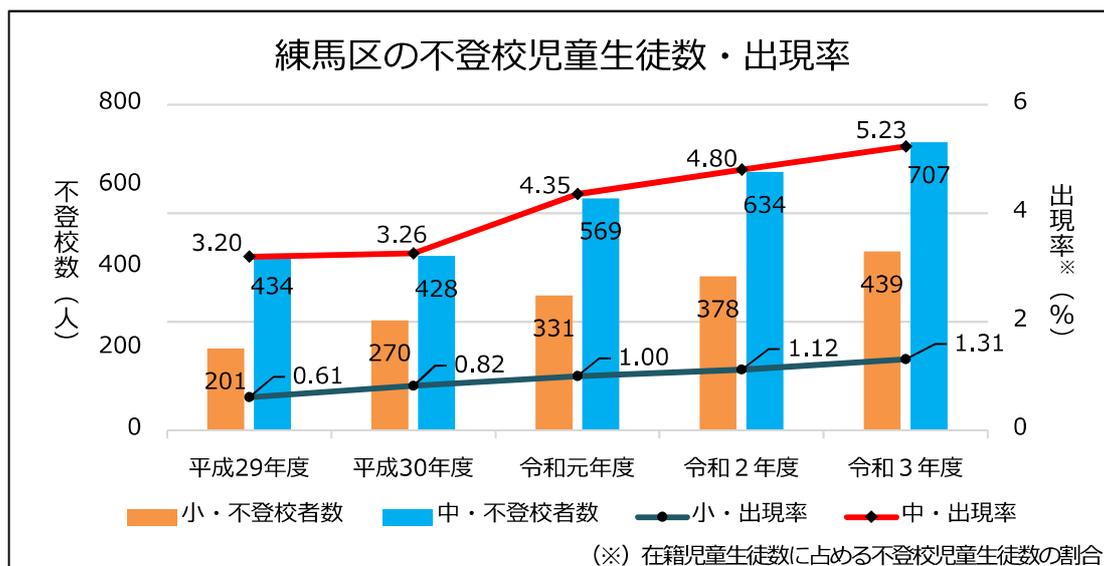
2 過去の不登校の状況・・・・・・・・ P 20

3 練馬区不登校に関する実態調査の結果（概要）・・・・ P 21

第1章 不登校対策方針改定の趣旨

「練馬区教育委員会 不登校対策方針」は、不登校対策の充実を図ることを目的として平成29年4月に策定し、平成31年4月には、国の動きや区の事業進捗を踏まえ、改定を行いました。

区では、本方針に基づき、不登校児童生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあります。



また、不登校児童生徒への支援に対する考え方について、令和元年10月の文部科学省通知では「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」としています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業の実施や教育活動の制限、ICTを活用した教育の開始など、児童生徒を取り巻く環境が変化しました。

こうした中、区では、不登校の多岐にわたる要因の分析やこれまでの取組の効果検証を行い、不登校児童生徒への支援等を検討する基礎資料とするため、令和3年度から4年度にかけて、「練馬区不登校に関する実態調査」を実施しました。

不登校児童生徒への支援に対する考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、調査結果を踏まえた不登校対策とするため、本方針を再度改定することとしました。

不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）で、年度間に30日以上登校しなかった者

※令和2年度および3年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」による者も不登校の対象から除く。

第2章 これまでの取組

これまで区は、「練馬区教育委員会 不登校対策方針（平成31年4月）」に基づき、不登校児童生徒への支援を進めてきました。

1 不登校対策の理念

(1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援方針に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切である。

(2) 一人ひとりの自立を助ける

不登校児童生徒の将来の自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切である。

(3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校児童生徒が、義務教育期間を過ぎた後も社会の中で生きていくことを見据え、人や社会とつながっているという思いをもたせるような支援を講じていくことが大切である。

2 施策体系

「柱1 未然防止」、「柱2 初期対応」、「柱3 再登校支援」、「柱4 社会につながる支援」の4つの柱で構成しています。

柱1 未然防止 ～新たな不登校児童生徒を生まないために～

- ・新たな不登校を発生させないために、人間関係形成力を高めるための授業プログラムを実践する。
- ・不登校児童生徒に関わる支援者の資質・スキルの向上に向けた研修を実施する。
- ・児童生徒の不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内での情報共有を図るための校内委員会を推進する。
- ・生活リズムを崩して不登校にならないよう、「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・学業不振で不登校にならないよう、「地域未来塾」を活用した基礎学力の定着の取組を推進する。

主な取組

●幼保小中の円滑な接続の実施（小1プロブレム・中1ギャップの解消）

小学校や中学校の入学前には、在籍校（園）から進学先に対して、一人ひとりの実態や取り組んできたこと、在籍校（園）での様子等を丁寧・着実に引き継いでいます。また、小学校の生活に慣れる取組や中学校の生活に対する不安を軽減する取組を実施しています。

各小中一貫教育研究グループ（中学校1校と小学校1～3校で構成）で設定した「目指す15歳の姿」を実現し、円滑な接続ができるよう、9年間を見通した取組を実施しています。

●教員等による状況把握の実施

日ごろから、教員や養護教諭等が児童生徒に対して声掛けや面談、相談対応等を行っています。状況に応じ、家庭訪問や電話連絡を行い、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努めています。

●アンケート調査の実施

ふれあい月間（※）等の取組を通して、年3回以上のアンケート調査を全校で実施し、児童生徒が抱える不安や悩みの把握に努めています。

（※）毎年6月、11月、2月に、区や区立学校においていじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止やその対応等につながる具体的な取組を推進する東京都が設定した期間

●校内委員会による支援体制の整備

学校関係者やスクールカウンセラーなどの心理の専門家を交えて会議を開催し、学校内外の情報や保護者と児童生徒の意向を整理し、一人ひとりの状態に応じて作成した個別支援計画に基づき、様々な視点から必要な支援内容や方法等について検討しています。

●教職員を対象とした研修の実施

不登校支援に関する研修を様々な職層（校長・副校長・教諭など）で実施し、教職員の不登校支援に関する資質・スキルの向上を図っています。

●校内教育相談等支援事業の実施

学校における児童生徒への対応を支援することを目的として、学校教育支援センターが学校からの要請を受け、心理学・教育学の専門家や教育相談員を講師やアドバイザーとして派遣しています。

柱2 初期対応 ～登校渋り、遅刻や早退をしがちな児童生徒を不登校にさせないために～

- ・教育相談と初期対応を充実するために児童生徒との関わり合いをもつ支援者の拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制を活用し早期の段階から校内支援を行う。
- ・学校と教育委員会との報告・確認・支援のシステム構築のために、児童生徒支援シートを活用する。

主な取組

●教育相談事業の実施

学校教育支援センターおよび練馬、関、大泉に教育相談室を設置し、区内在住または区立学校に在籍の児童生徒の発達過程で生じた諸問題の相談に応じ、必要な支援方法を検討しています。専門の心理教育相談員が児童生徒の不安や悩みに応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー・箱庭療法等の心理支援や助言を行っています。

教育相談は、来室による相談のほか、電話やメール、オンラインでの相談も行っています。

●スクールカウンセラーの配置

区立小中学校にスクールカウンセラーを週1日配置し、児童生徒への相談に対する助言やカウンセリング等を実施しています。また、児童生徒の状況を把握するため、小学5年生と中学1年生を対象とした全員面接を実施しています。

●心のふれあい相談員の配置

区立小中学校に心のふれあい相談員（有償ボランティア）を区独自に配置し、児童生徒の相談対応や話し相手になるほか、小学3年生を対象とした全員面接を実施するなど、スクールカウンセラーの職務を補完しています。

●スクールソーシャルワーク事業の実施

学校教育支援センターにスクールソーシャルワーカー（※）を配置し、さまざまな課題を抱える児童生徒の支援を行っています。児童生徒一人ひとりの状況が改善できるよう、家庭訪問や面談のほか、福祉や医療、その他機関と連携した支援を行っています。

（※）児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職

●ネリマフレンド事業の実施

スクールソーシャルワーカーの活動を補完するネリマフレンド（有償ボランティア）が、不登校またはそれに準ずる状況にある児童生徒を支援しています。スクールソーシャルワーカーがネリマフレンドと対象児童生徒をマッチングし、悩み相談や学校生活復帰に向けた支援などを行っています。

●校内居場所づくりの実施

学級に入れない児童生徒が安心して過ごすことができるよう、保健室や相談室等を活用した校内居場所づくりをしています。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

柱3 再登校支援 ～学校復帰につなげるために～

- ・適応指導教室を拡充する。
- ・ICT等を活用した自主学習の取組を推進する。
- ・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る。

主な取組

●適応指導教室事業の実施

学校教育支援センターおよび上石神井に適応指導教室（小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）を設置しています。不登校児童生徒一人ひとりの特性に合わせた学習支援や相談支援、グループ活動等を実施し、社会的自立に向けた支援を行っています。

フリーマインドやトライの活動に参加することが難しい不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う、「光が丘第一分室つむぎ」を運営しています。

●居場所支援事業の実施

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、「居場所ぱれっと」を運営しています。生活習慣・学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っています。

●保護者への支援の実施

学校教育支援センターでは、保護者を対象に不登校や進路をテーマとした講演会を実施しています。

●フリースクール連携会議の実施

フリースクールやNPO等の民間団体と、事業の取組内容や相互の連携について情報交換することを目的とした連携会議を実施しています。

柱4 社会につながる支援 ～全欠席の児童生徒や家庭と連携できないケースのために～

- ・「児童生徒支援シート」のシステムを活用し、関係支援会議の中で現状を確認し、支援方針を立て、支援を実施する。
- ・スクールソーシャルワークを派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施し、学齢期間の継続した本人および家庭支援を実施する。

主な取組

●スクールソーシャルワーク事業の実施【再掲】

第3章 不登校実態調査で得た結果

不登校を経験した区立中学校卒業生やフリースクール等を対象に実施した不登校実態調査（令和3～4年度実施）では、主に以下の結果を得ることができました（枠内は調査結果のポイント）。

1 当事者（児童生徒・保護者）の視点

(1) 不登校のきっかけとして、本人・保護者の8割以上が学校生活に要因があると感じている。

- ・不登校のきっかけとして、本人・保護者の87.3%が、学校やクラスの雰囲気、いじめ・嫌がらせ、先生のことなど、学校生活のことを選択
- ・「人間関係や学校・クラスの雰囲気」に関して、進学した際の環境や友人関係の変化等が関係

(2) 学習面で不安を抱えていた生徒が7割、進学や学習面での手助けを必要としていた生徒が5割であった。保護者自身も本人と同様に戸惑い、様々な不安を抱えている。

- ・生徒の73.4%は「進路・進学」、69.2%は「勉強の遅れ」に不安を抱えている。
- ・必要な手助けは、「進学」（47.3%）、「学校の勉強」（44.7%）に関する割合が高い。
- ・保護者が子どものことについて誰かに相談できたり、手助けがあればいいのと思うこととして、「進学」（38.3%）や「仕事につくこと」（34.5%）、「心の悩みを相談する場所」（32.0%）に関する割合が高い。

(3) 進学先は定時制と通信制高校が主流。進学後に生活改善した生徒が8割であった。

- ・進学先は、全日制 16.0%、定時制 38.8%、通信制 35.6%
- ・不登校時に比べて、現在の生活が「良くなった」が78.8%

(4) 卒業後にも相談や手助けを必要としていた生徒が5割であった。

- ・中学校を卒業してから相談したい・手助けが欲しいと思ったことが「ある」が46.2%
- ・これからの生活についての不安は、「就職」（46.8%）、「気分や体調・健康」（42.6%）、「進学」（42.0%）に関する割合が高い。

(5) ICT 機器を使った学習に一定の効果がある。

- ・ICT 機器を活用した学習の「経験あり」が53.9%。使ってみてよかった点として、「自分のペースでできる」、「繰り返しできる」、「人目を気にしなくてよい」などの意見がある。

(6) これまで区が実施してきた取組には一定の評価がある。

- ・教育相談事業を利用した生徒の86.5%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員を利用した生徒の74.7%、スクールソーシャルワーカーを利用した生徒の77.8%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・保健室や相談室等を活用した校内居場所（別室登校）を利用した生徒の67.7%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・適応指導教室事業を61.5%の生徒が利用し、勉強や相談等ができたという評価。利用しなかった生徒の42.4%が、「本人が行きたがらなかった」と回答
- ・居場所支援事業を利用した生徒の80%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価

2 支援者（学校・フリースクール）の視点

- (1) 8割の教員は不登校児童生徒の対応経験があり、7割の学校は校内研修を実施している。研修未実施の学校は、時間の確保が困難なことが主な理由

- ・79.6%の学校が、不登校児童生徒の支援を目的とした会議を定期的開催。83.8%の教員が、不登校児童生徒の対応経験を有する。
- ・小学校の73.8%、中学校の63.6%で不登校児童生徒の対応に係る校内研修を実施。実施していない学校は「時間の確保が困難」が主な理由

- (2) 不登校の対応で必要と思う内容が、小学校と中学校では異なっている。対応する教員は、時間の確保に課題

- ・中・長期化した不登校児童生徒に必要と思う対応として、中学校では、小学校と比べて「家庭訪問」「スクールソーシャルワーカーによる支援」「適応指導教室などの利用」の回答割合が高く、小学校では、中学校に比べて、「オンライン授業」の回答割合が高い。
- ・教員の77.9%は、不登校児童生徒に対応する「時間の確保」が課題と捉えている。

- (3) 多様なフリースクールがあり、練馬区の児童生徒37人が利用。フリースクールからは、学校との情報共有や情報交換を望む声が多い。

- ・フリースクールが特に力を入れている内容としては、「独自の理念や方針による特色ある教育活動」「学力に対する支援」「学校以外の居場所対応」が多い。
- ・学校や行政と連携を進める上で必要だと思う取組としては、学校現場とのより積極的な情報共有・情報交換を望む声が多い。

不登校を経験した卒業生へのインタビューにおける主な意見

学校を休み始めたときのきっかけや理由

- ・クラスになじめず孤立してしまい、学校に行きたくなくなった。小学校からの友達が、中学校で新しい友人と仲良くしている姿に、強い不安感を覚えた。
- ・昼夜逆転しており、睡眠時間が3時間くらいになってしまった。明確にこれが嫌だということではなく、学校に行くと体調が悪くなった。
- ・別の小学校からきたクラスメイトにいじられるのが嫌だった。それが原因で、夏休み明けに戻るのが嫌になって不登校になった。

学校を休んでいたときの状況、困っていたことなど

- ・最初のころは部屋に閉じこもったままゲーム等をずっとしていた。昼夜逆転もあった。
- ・勉強ができず、進路をどうしようかというぼんやりとした不安があった。学校には行きたくないけれど、でも行かないと授業等を受けられないというジレンマがあった。
- ・いろいろな人が心配してくれたが、逆に放っておいてほしいという気持ちが強かった。
- ・先生から勧められて、一度学校に戻ったが、休んでいた間の勉強が全然追いつけず、負い目を感じ、みんながどう思っているんだろうと考え、また行けなくなった。

第4章 今後の不登校対策

1 改定の考え方

本方針の改定に当たり、不登校児童生徒への支援に対する国の考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、不登校実態調査の結果を踏まえた不登校対策とします。

(1) 理念

平成 31 年 4 月版
<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりの状態に寄り添う・一人ひとりの自立を助ける・一人ひとりを人や社会につなげる
国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)
<ul style="list-style-type: none">・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律で示す基本理念(国) 「個々の状況に応じた必要な支援を講ずる」、「社会において自立的に生きる基礎を培う」・不登校の要因や継続している理由等が一人ひとり異なる。(調)
改定の考え方
国の基本理念等と平成 31 年 4 月版の理念は合致しているため、理念を継続します。

(2) 柱1 未然防止

平成 31 年 4 月版	
<ul style="list-style-type: none">・人間関係形成力向上授業プログラムの実践・研修による教職員の資質・能力向上・不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内の情報共有を図る校内委員会を充実・地域未来塾を活用した基礎学力の定着の取組推進・「早寝、早起き、朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着	【主な取組】 <ul style="list-style-type: none">・幼保小中の円滑な接続の実施・教員等による状況把握の実施・児童生徒へのアンケート調査実施・校内委員会による支援体制の整備・教職員対象研修の実施・校内教育相談等支援事業の実施
国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)	
①学校の体制 <p>79.6%の学校が、不登校児童生徒の支援を目的とした会議を定期的開催。83.8%の教員が、不登校児童生徒の対応経験を有する。(調)</p> <p>小学校の 73.8%、中学校の 63.6%で不登校児童生徒の対応に係る校内研修を実施。実施していない学校は「時間の確保が困難」が主な理由(調)</p> <p>児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。(国)</p>	
②不登校のきっかけ <p>本人・保護者の 87.3%が、学校やクラスの雰囲気、いじめ・嫌がらせ、先生のことなど、学校生活のことを選択(調)</p>	
③児童生徒の生活習慣 <p>コロナ禍による生活環境の変化が影響して、生活リズムが乱れやすい状況にあった。(環)</p>	

改定の考え方
<p>不登校児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要であるため、「未然防止」から「安心できる学校づくり」に名称を変更します。</p> <p>【必要な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実 ②学校やクラスの雰囲気やいじめなど、不登校のきっかけを生まない教育活動の充実 ③望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

(3) 柱2 初期対応

平成31年4月版	
<ul style="list-style-type: none"> ・心のふれあい相談員の充実と強化、アセスメントによる役割分担および登校支援の充実 ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制による校内支援の早期実施 ・学校と教育委員会の情報共有に児童生徒支援シートを活用 	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事業の実施 ・スクールカウンセラーの配置 ・心のふれあい相談員の配置 ・スクールソーシャルワーク事業の実施 ・ネリマフレンド事業の実施 ・保健室や相談室等を活用した校内居場所づくり
国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)	
<p>①教育相談事業 利用した生徒の86.5%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調) 人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもがいる可能性がある。(環)</p> <p>②児童生徒を取り巻く支援者 スクールカウンセラー・心のふれあい相談員を利用した生徒の74.7%、スクールソーシャルワーカーを利用した生徒の77.8%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力が重要である。(国)</p> <p>③別室登校(校内居場所づくり) 利用した生徒の67.7%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調) 保健室、相談室等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要である。(国)</p> <p>④学校での対応における課題 教員の77.9%は、不登校児童生徒に対応する「時間の確保」が課題と捉えている。(調)</p>	
改定の考え方	
<p>初期だけでなく、日ごろから心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く対応することが必要であるため、「初期対応」から「早期支援の実施」に名称を変更します。</p> <p>【必要な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化 ②児童生徒の変化に素早く気づき、支援につなげることができる体制の強化 ③学校内における個別支援の充実 	

(4) 柱3 再登校支援、柱4 社会につながる支援

平成31年4月版	
<p>【柱3 再登校支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・適応指導教室を拡充・ICT等を活用した自主学習の取り組みを推進・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・適応指導教室事業の実施・居場所支援事業の実施・保護者対象の講演会実施・フリースクール連携会議の実施
<p>【柱4 社会につながる支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒支援シートを活用し、関係者会議で現状確認や方針、支援を実施・スクールソーシャルワーカーについて派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・スクールソーシャルワーク事業の実施 <p>【再掲】</p>
<p>国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)</p>	
<p>①児童生徒の不安</p> <p>学習面で不安を抱えていた生徒が69.2%であり、手助けを必要としていたものの上位が進学、学習面であった。(調)</p> <p>一人ひとりの状況に応じて、多様な教育機会を確保する必要がある。(国)</p>	
<p>②適応指導教室事業</p> <p>61.5%の生徒が利用し、勉強や相談等ができたと評価。利用しなかった生徒の42.4%が、「本人が行きたがらなかった」と回答(調)</p>	
<p>③ICT 機器を使った学習</p> <p>「自分のペースでできる」、「繰り返しできる」、「人目を気にしなくてよい」などの評価(調)</p> <p>令和3年2月に全児童生徒にタブレットPC 配備が完了(環)</p>	
<p>④居場所支援事業</p> <p>利用した生徒の80%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)</p>	
<p>⑤中学卒業後</p> <p>進学先は定時制と通信制高校が主流。進学後に生活改善した生徒が78.8%。卒業後にも相談や手助けを必要としていた生徒が46.2%(調)</p>	
<p>⑥保護者</p> <p>子どもの進学や勉強の不安などの悩みを抱えている。(調)</p>	
<p>⑦フリースクール</p> <p>学校現場とのより積極的な情報共有・情報交換を望む声が多い。(調)</p>	
<p>⑧不登校特例校</p> <p>国が早期に300校の不登校特例校設置を目指す。(国)</p>	

改定の考え方

学校は社会的自立に必要な要素を持つ一方で、学校復帰ありきの支援だけでは、すべてがよい結果につながるとは限りません。

一人ひとりの状況に合わせ、「再登校に向けた支援」と「社会につながる支援」を複合的に講じることが必要です。

こうしたことから、「柱3 再登校支援」と「柱4 社会につながる支援」を合わせるとともに、名称を「多様な支援の実施」に変更します。

【必要な取組】

- ① 適応指導教室事業の継続的・安定的な運営
- ② 適応指導教室への通室や、自宅からの外出が困難な児童生徒等への学びの機会を保障
- ③ 児童生徒が学校や家庭以外で安心して過ごすことができる身近な場所の提供
- ④ 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実
- ⑤ 高校生年代に対する支援の充実
- ⑥ 保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実
- ⑦ 民間団体（NPO やフリースクール）との連携
- ⑧ 不登校特例校の研究

2 不登校対策の理念

不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うことです。

また、児童生徒によって不登校に至った要因や不登校が継続している理由、不登校後の状況等が異なるため、一人ひとりの状況に応じた支援が求められます。

こうしたことから、練馬区教育委員会は不登校対策の理念を下記のとおり位置付けます。

本理念を不登校児童生徒に関わる支援者が十分に理解した上で、児童生徒一人ひとりに寄り添い、将来的な社会的自立に向けて必要な支援を行うことが大切です。

一人ひとりの状態に寄り添う 一人ひとりの自立を助ける 一人ひとりを人や社会につなげる

(1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校児童生徒に関わる支援者は、不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援計画等に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切です。

(2) 一人ひとりの自立を助ける

すべての不登校児童生徒に対して、学校復帰ありきの支援を講じても、すべてがよい結果につながるとは限りません。

不登校児童生徒の将来的な社会的自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切です。

(3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校であるという状態を当事者がどのように捉えているかは、一人ひとり異なります。

登校したい思いはあるが登校できないことを負い目を感じている児童生徒がいる一方、今は誰とも会いたくないから登校しない児童生徒もいます。

しかし、どのような状態でも、誰ともつながっていない状況をつくってしまったら、不登校児童生徒が孤独感に陥り、社会に出ようとしたときに人との関係の築き方が分からず、悩みをさらに増大させる状況を作ることになります。

不登校児童生徒が義務教育期間を過ぎた後も、社会の中で生きていくことを踏まえ、人や社会とつながっているという思いをもたせることができるよう、支援を行うことが大切です。

3 不登校対策の方向性

練馬区教育委員会は、児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けて、これまでの取組を着実に実施するとともに、社会状況の変化や不登校実態調査の結果等を踏まえ、以下の3つの方向性から取組を推進します。

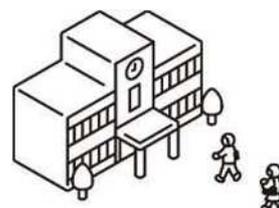
方向性 1

安心できる学校づくり

学校には、児童生徒一人ひとりが活躍できる機会や、集団生活の中で人との関わり合いを学ぶ機会など、社会的に自立する上で必要な要素があります。

不登校を未然に防ぐには、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要です。

不登校支援に関する教職員の研修や、児童生徒が充実感・安心感を持てる教育活動の充実等に取り組めます。

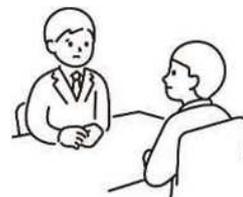


方向性 2

早期支援の実施

不登校の長期化を防ぐには、学校を中心とした支援者が一丸となって、心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く支援につなげることが必要です。

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制の強化や、児童生徒を取り巻く支援体制の充実等に取り組めます。



方向性 3

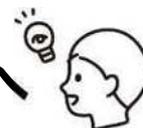
多様な支援の実施

児童生徒の将来的な社会的自立を目指すには、様々な事情により学校復帰できない児童生徒を含め、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの状況に応じた支援を実施することが必要です。

適応指導教室事業の充実や ICT を活用した学習支援の検討、多様な居場所づくりの検討等に取り組めます。



児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立へ



4 今後の取組

方向性 1 安心できる学校づくり

(1) 教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実

児童生徒への対応や学校での支援方法、学校で実施するアセスメントなど不登校支援に関する研修内容や実施方法を充実し、教職員一人ひとりの資質向上やスキルアップを図ります。

(2) 充実感・安心感を持てる教育活動の充実

児童生徒同士の関わりや互いの良さを認め合う活動を通じて、児童生徒同士による信頼関係を築き、学級に所属意識を持ち、安心できる環境構築の充実に取り組みます。

児童生徒が安心して身近な大人に援助要求ができるよう、各学校における SOS の出し方に関する教育内容の充実に取り組みます。

児童生徒の興味や意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援し、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業内容の充実に取り組みます。

(3) 望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

基礎的な生活習慣を身に付ける教育活動に加え、生活リズムを崩すきっかけのひとつでもあるスマートフォンやタブレット等の使用時間を児童生徒自身が調整できるよう、SNS やアプリ等に関する教育内容の充実に取り組みます。

方向性 2 早期支援の実施

(1) 児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化

きめ細かい教育相談を実施するため、相談員の増員や相談方法の多様化など、今後の教育相談室のあり方について検討します。

児童生徒用タブレット端末等を活用し、児童生徒が直接不安や悩みを学校以外の機関に相談できる体制を強化します。

(2) 児童生徒を取り巻く支援体制の強化

学校内外において、児童生徒が気軽に相談できる教員以外の存在である、心のふれあい相談員やネリマフレンドなど支援者の積極的な活用を図ります。

児童生徒一人ひとりに寄り添い、専門的な見地からの支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの増員や体制強化について検討します。

(3) 学校内における個別支援の充実

自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の落ち着いた空間で学習や生活できるよう、保健室や相談室、空き教室等を活用した個別指導や放課後補習を充実します。

児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別支援を実施するため、支援員の配置や支援体制の強化について検討します。

(1) 適応指導教室事業の充実

令和3年3月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に（仮称）学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和6年4月に上石神井で実施している適応指導教室事業を移転します。

不登校児童生徒数の増加に伴い、適応指導教室の登録者数も増加傾向にあることから、適応指導教室の設置数や規模拡大の必要性、運営方法について検討します。

(2) ICTを活用した学習支援の検討

適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、ICTを活用した学習支援の方策について検討します。

ICTを活用した学習における指導要録上の出席扱いの考え方について整理します。

(3) 多様な居場所づくりに向けた検討

児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援事業のあり方について検討します。

(4) 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実

中学校卒業後の進路について、不登校生徒や保護者を対象とした情報提供や進路指導等の取組を充実し、一人ひとりの考え方に寄り添い、多様な進路に対応する支援体制を強化します。

(5) 高校生年代に対する支援の充実

学校外の支援の選択肢が狭まる傾向にある高校生年代を対象とした学習支援や相談支援等の充実について検討します。

(6) 保護者が抱える不安に寄り添った支援の充実

保護者講演会や進路説明会の実施のほか、保護者同士が交流できる場や保護者が気軽に相談ができる場を設けるなど、児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討します。

(7) 民間団体との連携に向けた検討

民間団体ならではのノウハウを生かした不登校支援を実施しているNPOやフリースクール等との連携について検討します。

フリースクール等での活動における指導要録上の出席の取り扱いについて整理します。

(8) 不登校特例校（※）の研究

不登校特例校について、他自治体の設置事例や支援内容等を研究します。

（※）学校に行きづらい児童生徒のために、普通の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校

1 不登校対策に関する国の動向

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成 28 年 12 月 14 日に公布された法律で、不登校に関する基本理念や国および地方公共団体が講ずべき事項を定めています。

(基本理念)

第 3 条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(学校における取組への支援)

第 8 条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第 9 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別的教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第 12 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第 13 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について【令和元年 10 月 25 日 文部科学省通知】

文部科学省が設置した「不登校に関する調査研究協力者会議」および「フリースクール等に関する検討会議」における議論を取りまとめた結果として、これまでの不登校施策に関する通知を改めて整理し直し、まとめたものです。

この通知では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を示しています。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。

(3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより今後の施策の推進に資することを目的として、文部科学省が毎年行う調査で、令和3年度の調査結果が令和4年10月に公表されました。

小・中学校の不登校の状況（概要）は以下のとおりです。

- 小・中学校における不登校の状況について、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）であり、前年度から48,813人（24.9%）増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。（小学校 H28：0.5%→R03：1.3%、中学校 H28：3.0%→R03：5.0%）。
- 不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が9年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。
- 児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

(4) 生徒指導提要

生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、平成 22 年に文部科学省が作成したものです。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行や、文部科学省通知などを受け、令和 4 年 12 月に 12 年ぶりの改訂を行い、不登校に関する記述が以下の章立てで追加されました。

第 10 章 不登校

留意点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

10.1 不登校に関する関連法規・基本指針

10.1.1 不登校に関する基本指針の変遷

10.1.2 教育機会確保法

10.1.3 不登校児童生徒への支援の方向性

10.1.4 支援の目標

10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

10.2.1 教育相談体制の充実

10.2.2 教育相談を支える教職員の連携・協働

10.2.3 校種を越えての情報連携

10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

10.3.1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導

10.3.2 不登校対策としての課題未然防止教育

10.3.3 不登校対策における課題早期発見対応

10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導

10.4 関係機関等との連携体制

10.4.1 関係機関の役割

10.4.2 学校と関係機関の連携における留意点

(5) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめました。

近年、不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

また、同調査からは、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約4.6万人に上ることも明らかとなった。

こうした状況を受けて、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

【主な取組】

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる
ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備
 - ・一人一人のニーズに応じた多様な学びの場(※)が確保されている。
(※) 不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、
こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
 - ・学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる。
 - ・学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った
丁寧な対応がされている。
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに
早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援
 - ・1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことが
できる。
 - ・小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている。
 - ・教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる。
3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認
識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に
 - ・それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある。
 - ・トラブルが起きてもしっかり対応をしてくれる安心感がある。
 - ・公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている。
 - ・障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある。

(6) 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。令和 5 年 6 月 16 日に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。

新たな教育振興基本計画には、「不登校児童生徒への支援の充実」が基本施策のひとつに示されています。

目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○不登校児童生徒への支援の推進

・令和 3 年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の約 30 万人となっており、その中でも特に、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人に上っている。不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要である。このことを踏まえ、令和 5 年 3 月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」等に基づき、①多様な学びの場の確保、② 1 人 1 台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど不登校対策を推進する。

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での 1 校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で 300 校の設置を目指す。また、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援や NPO・フリースクール等との連携等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1 人 1 台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。また、不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、保護者の会等に関する情報提供を通じて保護者への支援を行う。

- ・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。
- ・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。

2 過去の不登校の状況

(1) 国・東京都・練馬区の不登校児童生徒数〔単位：人〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	201	270	331	378	439
	第 1 学年	10	14	14	22	25
	第 2 学年	20	19	36	37	41
	第 3 学年	22	39	45	52	68
	第 4 学年	41	48	53	66	81
	第 5 学年	48	67	72	93	108
	第 6 学年	60	83	111	108	116
	東京都	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939
全国	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	
中学校	練馬区	434	428	569	634	707
	第 1 学年	119	115	189	174	205
	第 2 学年	157	164	179	232	218
	第 3 学年	158	149	201	228	284
	東京都	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
	全国	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442

(2) 国・東京都・練馬区の不登校出現率〔単位：％〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	0.61	0.82	1.00	1.12	1.31
	東京都	0.56	0.74	0.88	1.06	1.33
	全国	0.54	0.70	0.80	1.00	1.30
中学校	練馬区	3.20	3.26	4.35	4.80	5.23
	東京都	3.78	4.33	4.76	4.93	5.76
	全国	3.25	3.65	3.90	4.09	5.00

3 練馬区不登校に関する実態調査の結果（概要）

(1) 調査の目的

不登校の実態を把握し、これまで区が行ってきた不登校対策の効果等について検証するとともに、調査結果を今後の安心な学校づくりに向けた不登校児童生徒への支援の充実や、施策を検討するための基礎資料とするため。

(2) 調査の種類等

令和3年度から4年度の2か年で、不登校を経験した区立中学校卒業生への追跡調査をはじめとして、下記の5種類の調査を実施した。

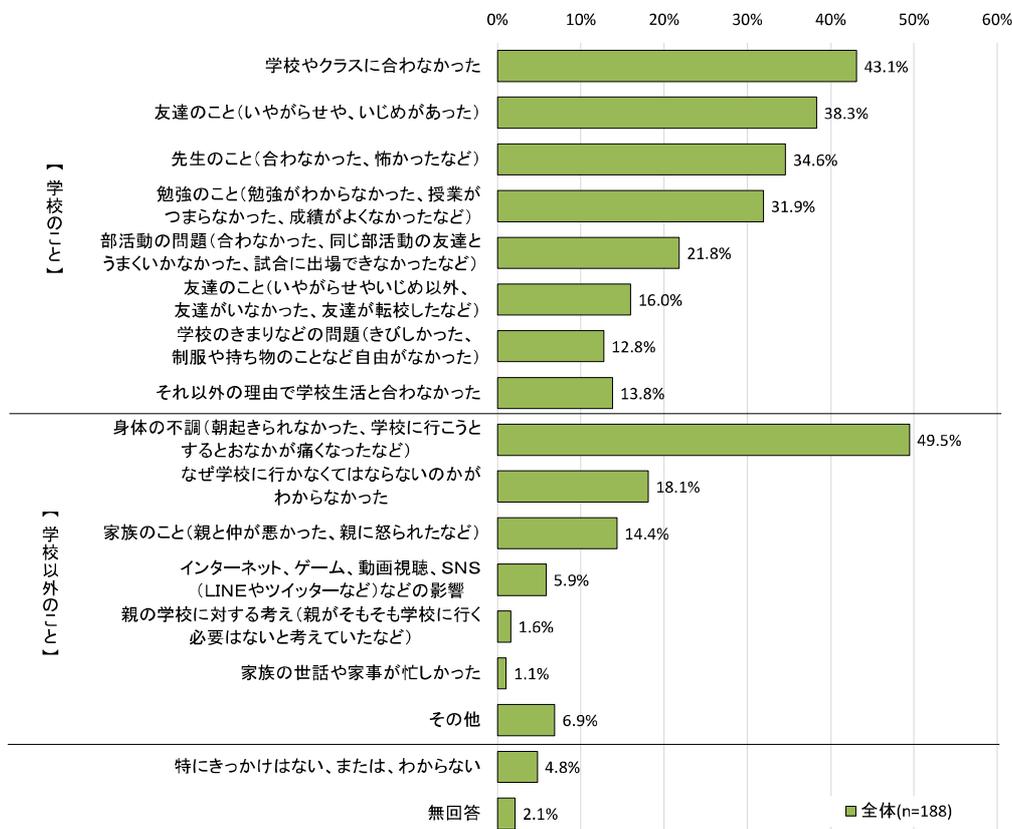
調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収状況
(1) 安心な学校づくりのためのアンケート調査（一次調査）	平成28年度から令和2年度に区立中学校3年生で不登校を経験した方およびその保護者 867世帯（郵送戻り92世帯）	郵送 Web	令和3年 11月30日 から 12月21日	本人 188件 回収率 24.3% 保護者 206件 回収率 26.6%
(2) 安心な学校づくりのための追加アンケート調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 85名（郵送戻り1名）	郵送 Web	令和4年 2月8日 から 3月2日	52件 回収率 61.9%
(3) 安心な学校づくりのためのインタビュー調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 25名	対面 電話 オンライン	令和4年 3月4日 から 3月22日	25件
(4) 不登校児童生徒への対応に関する学校アンケート調査	区立小中学校全校および抽出校の教員（対象教員） 小学校23校の679名 中学校12校の363名	Web	令和4年 5月17日 から 6月3日	小学校65校 教員402件 回収率 59.2% 中学校33校 教員123件 回収率 33.9%
(5) 不登校児童生徒が通う民間の団体・施設に関するアンケート調査	区立小中学校の児童生徒が通所していたフリースクール等、民間団体・施設 20団体	郵送 メール	令和4年 6月1日 から 6月22日	14件 回収率 70.0%

※(1)、(2)調査の回収率は、郵送戻りを除いた数を分母としている

調査結果の要点1 学校を休み始めたきっかけ（1）

- 「学校を休み始めたときのきっかけ」（複数回答）は、本人の回答では「身体の不調」（50%）、「学校やクラスに合わなかった」（43%）、「友達のこと（いやがらせや、いじめがあった）」（38%）、「先生のこと」（35%）などの割合が高かった。インタビューでは、「明確なきっかけや理由が分からない」という声もあり、**不登校の要因は多岐にわたり複合的である**ことが分かった。
- 文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校の要因（単一回答）として「無気力・不安」（50%）の割合が最も高い。調査方法等に違いはあるが、本調査では、クラスに合わないこと、いじめ等を含む友人関係、教員との関係等、**学校生活に要因があると感じている生徒・保護者が多かった**。
- 文部科学省が令和2年度に実施した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）として、中学生は「身体の不調」（33%）の割合が最も高いなど、本調査と同様の傾向が見られた。また、同調査にはない選択肢である「学校やクラスに合わなかった」は、本調査では特徴的に回答割合が高かった。二次調査でも、明確な嫌がらせやいじめはなくても「**人間関係、学校やクラスの雰囲気に関わなかった**」という回答は多く、**児童生徒一人一人がより安心して学校生活を送ることができる環境づくりが必要**である。

【学校を休み始めたときのきっかけ】（一次本人）



調査結果の要点1 学校を休み始めたきっかけ（2）

【学校を休み始めたときのきっかけ】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
いじめ・いやがらせ等	17
人間関係、学校やクラスの雰囲気	15
先生との関係	11
勉強の遅れ	6
体調不良	6
自分でも分からない	4
面倒になった	3
その他	7
無回答（回答欄空欄）	2

※52件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

【不登校の要因】

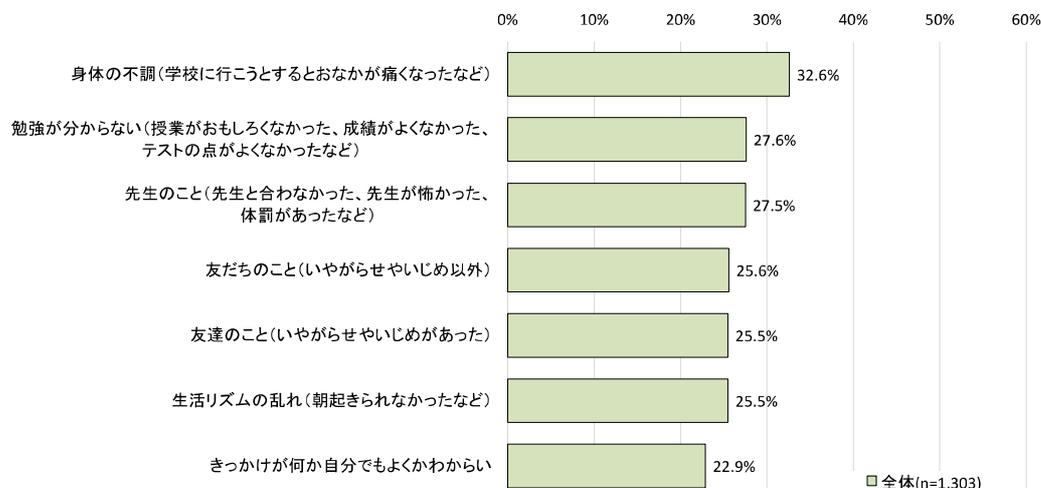
（文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」引用）

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	いじめを除く教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび、非行	生活リズムの乱れ	
小学生	81,498	0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学生	163,442	0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

【最初に学校に行きづらいと感じ始めたきっかけ（中学生）】

（文部科学省 令和2年度「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」引用）



※複数回答の設問で、計20個の選択肢のうち回答割合上位のものを掲載した。

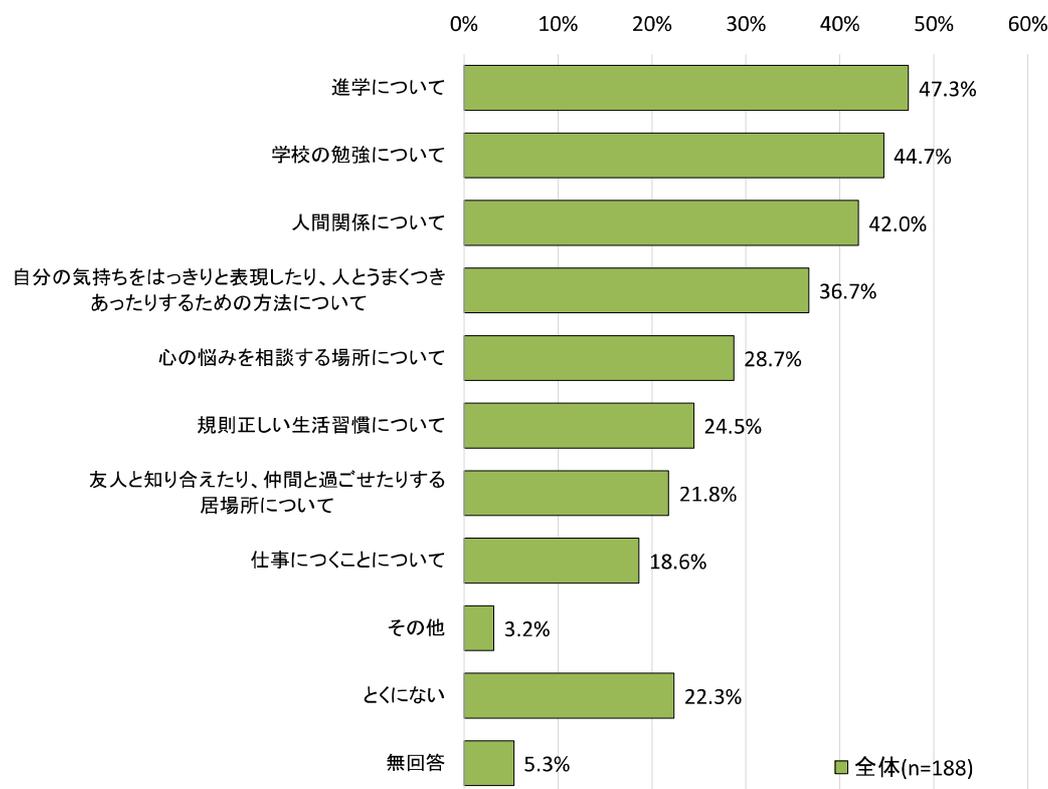
調査結果の要点2 学校を休んでいたときに必要としていた手助け

○「学校を休んでいたときに誰かに相談したいと思ったり、手助けがあればいいのと思ったこと」（複数回答）は、まず「進学について」（47%）、「学校の勉強について」（45%）、次いで「人間関係について」（42%）、「自分の気持ちをはっきりと表現したり、人とうまくつきあったりするための方法について」（37%）の割合が高かった。

人間関係やコミュニケーション部分の支援に加えて、さらに不登校となったときに学習機会を得るための支援を必要としていることが分かった。

○一方で、「とくにない」（22%）の回答も一定程度あった。インタビューでは、当時、「どうしてよいかわからなかった」、「構わないでほしかった」という意見もあり、そうした時期に支援につなげる難しさも浮き彫りになった。早期に支援を行うことで、学校に復帰できる児童生徒もいると考えられるが、**児童生徒によっては「そっとしておいてほしい」時期があることを認識**し、児童生徒の状況や保護者の希望をよく確認する必要がある。ただし、その場合でも、**必要となった際には、すぐに支援につなげられるよう児童生徒の普段の様子を見守り、把握していくことが重要**である。

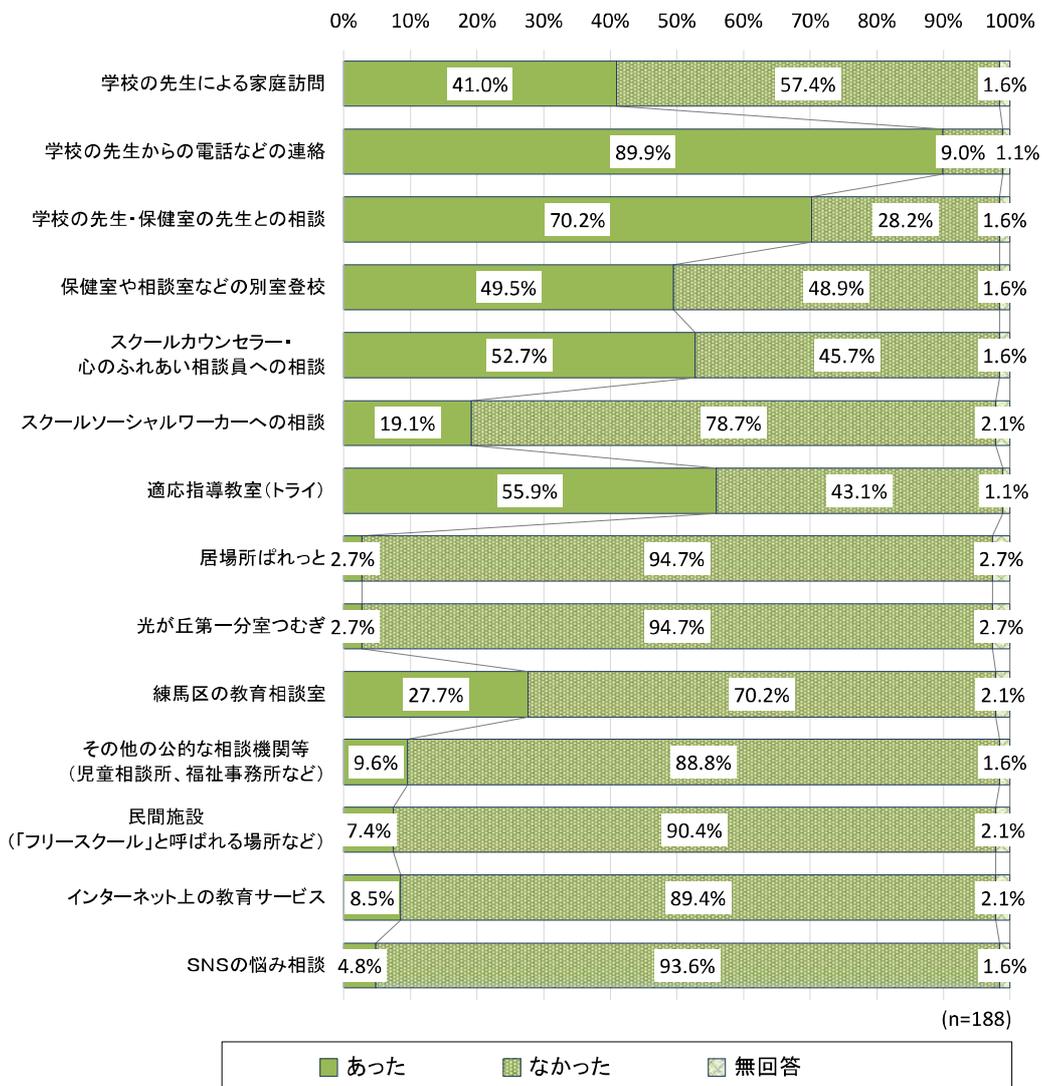
【中学校3年生のときに、誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればいいのと思ったこと】（一次本人）



調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（1）

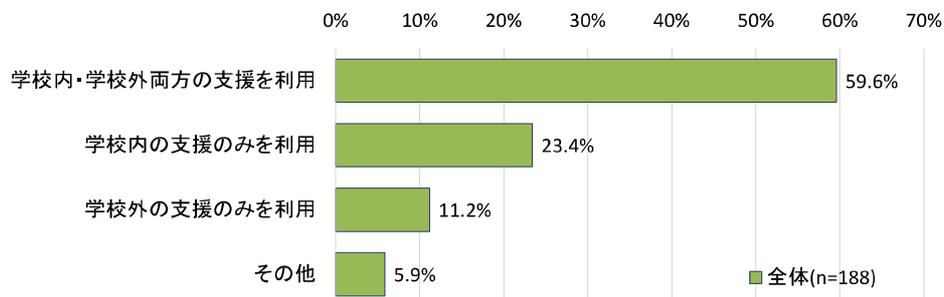
- 不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）は、学校内の支援では、「学校の先生からの電話連絡」（90%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）など、何かしら教員からのアプローチが行われており、「保健室や相談室などの別室登校」（50%）、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（53%）も約半数で利用されていた。
- 学校外の支援では、主に、「適応指導教室（トライ）」（56%）、「練馬区の教育相談室」（28%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（19%）が利用されていた。
- 学校外と学校内の支援の組み合わせでみると、**半数以上（60%）が学校内・学校外の両方の支援を利用しており、個々の状況に応じて様々な支援を利用している**ことが分かった。
⇒支援機関の説明は次ページ

【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（一次本人）



調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（2）

【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（学校内の支援・学校外の支援の利用状況）



※学校内の支援：

「学校の先生による家庭訪問」、「保健室や相談室などの別室登校」、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

（「学校の先生からの電話などの連絡」および「学校の先生・保健室の先生との相談」は練馬区内の公立中学校で概ね実施されていると考えられたため、「学校内の支援」の定義から除いている。）

※学校外の支援：

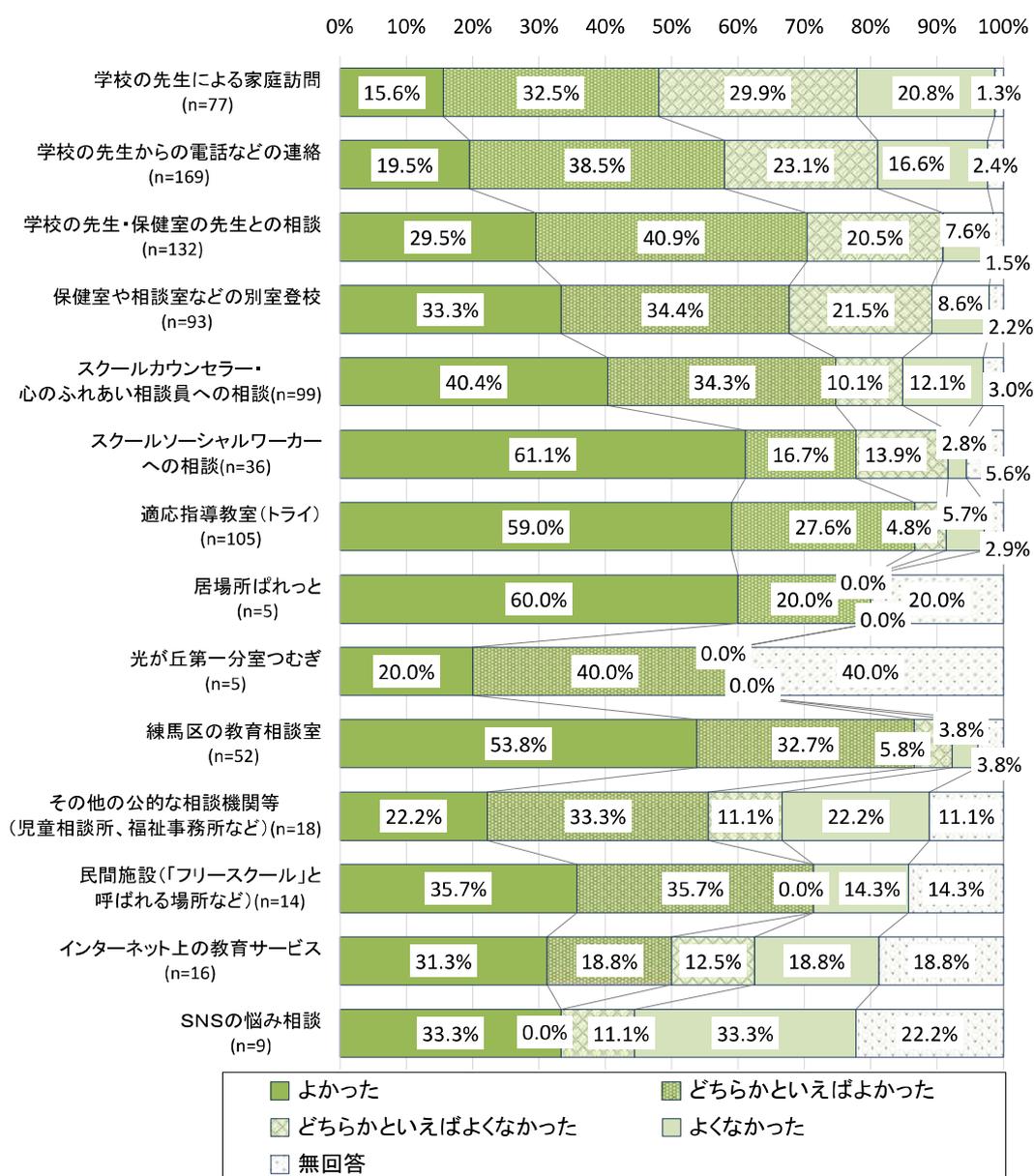
「スクールソーシャルワーカーへの相談」、「適応指導教室（トライ）」、「居場所ぱれっと」、「光が丘第一分室つむぎ」、「練馬区の教育相談室」、「その他の公的な相談機関等（児童相談所、福祉事務所など）」、「民間施設（「フリースクール」と呼ばれる場所など）」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

支援機関	説明
スクールカウンセラー	区立小中学校に配置している臨床心理士などの心理の専門家で、児童や生徒、その保護者、学校全体を、その専門知識を生かして支援している。
心のふれあい相談員	スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティアで、区立小中学校に配置している。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。
適応指導教室	区内在住の不登校児童生徒に対して、相談支援やグループ活動、学習活動を行い、社会的自立への支援を行う事業。練馬区では小学生対象の事業を「フリースマイルド」、中学生対象の事業を「トライ」と呼称している。
居場所ぱれっと	適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行う事業。「ぱれっと」と呼称している。
光が丘第一分室つむぎ	特別な支援を要する区内在住の不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う適応指導教室事業。「つむぎ」と呼称している。
教育相談室	区内に4か所の教育相談室を設け、教育や心理の専門相談員が、区内在住の幼児、児童、生徒とその保護者や教員を対象に、様々な教育相談に応じている。

調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（3）

○利用者が一定数いたもので、不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価」（単一回答）について、「よかった」と「どちらかといえばよかった」を合わせて7割を超える高い評価を受けたのは、学校内の支援では「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（75%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）、学校外の支援では「適応指導教室（トライ）」（87%）、「練馬区の教育相談室」（87%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（78%）だった。

【中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価】

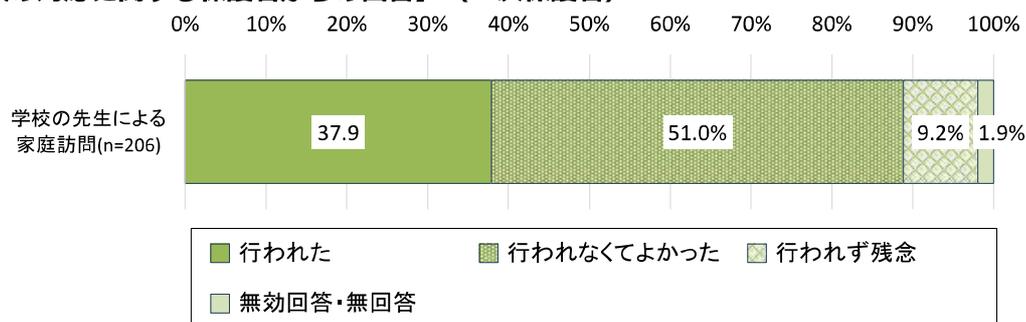


調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（4）

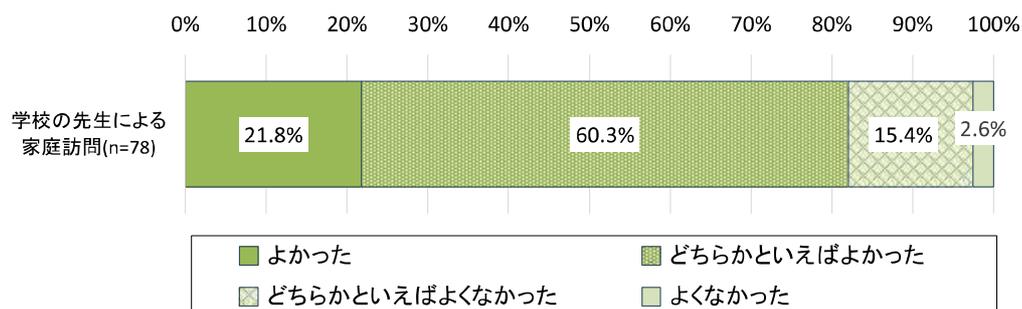
○「学校の対応に関する保護者からの回答」（単一回答）の中で「学校の先生による家庭訪問」については、保護者の約5割が「行われなくてよかった」と回答している。一方、中学校教員へのアンケートでは、「不登校生徒への対応として必要と思う内容」（複数回答）として、初期対応で約8割、中・長期化した生徒への対応として約9割が「家庭訪問」と回答している。学校の働きかけがあっても、家庭訪問を希望しなかったご家庭が一定層いたと考えられる。

○生徒・保護者と教員側では「家庭訪問」の捉え方に差異があるが、実際に「学校の先生による家庭訪問」を利用した保護者の評価（単一回答）では、約8割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。**学校は、家庭訪問を行うか否か、行う場合は、誰がいつどのように行うかなど、個々の児童生徒・家庭の状況をより丁寧にくみ取り、保護者と連携して対応する必要があることが分かった。**

【学校の対応に関する保護者からの回答】（一次保護者）



【学校の対応に関する保護者からの回答・評価】（一次保護者）



【不登校生徒への対応として必要と思う内容】（中学校教員）

	初期対応の時点	中・長期化した生徒への対応
家庭訪問	77.2%	86.2%

(n=123)

調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（5）

- 不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）の中で、「適応指導教室（トライ）」を利用した割合は56%と、学校外の支援では最も利用率が高かった。また、利用した人の評価（単一回答）では、約9割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。
- 利用してよかったこと（自由記述回答）としては「進路準備ができた」、「勉強ができた」、「友達ができた」、「相談・コミュニケーションができた」があり、「適応指導教室（トライ）」は、学習機会を保障する機能と集団活動の中で他者とのよりよい関係作りを学ぶ機能の両面を担い、有効な支援となっていることが検証された。
- 「適応指導教室（トライ）」を利用しなかったと回答した方の、利用しなかった理由（自由記述回答）では、「人と関わりたくなかった、行きたくなかった」という回答が多かった。また、インタビューでも不登校直後に親に連れられてきたが登室に至らなかったケースが複数確認された。**「適応指導教室（トライ）」の利用につなげるためには、本人の心理的な状況と入室のタイミングを見極める必要がある**ことが分かった。

【適応指導教室（トライ）を利用してよかったと思うこと】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
進路準備ができた	11
勉強ができた	10
友達ができた	9
相談・コミュニケーションができた	8
外出のきっかけとなった	5
その他	8
無回答（回答欄空欄）	4

※適応指導教室（トライ）を利用した32件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

【適応指導教室（トライ）を利用しなかった理由】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
人と関わりたくなかった、行きたくなかった	7
知らなかった	5
ほかの場所に行っていたから	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	2

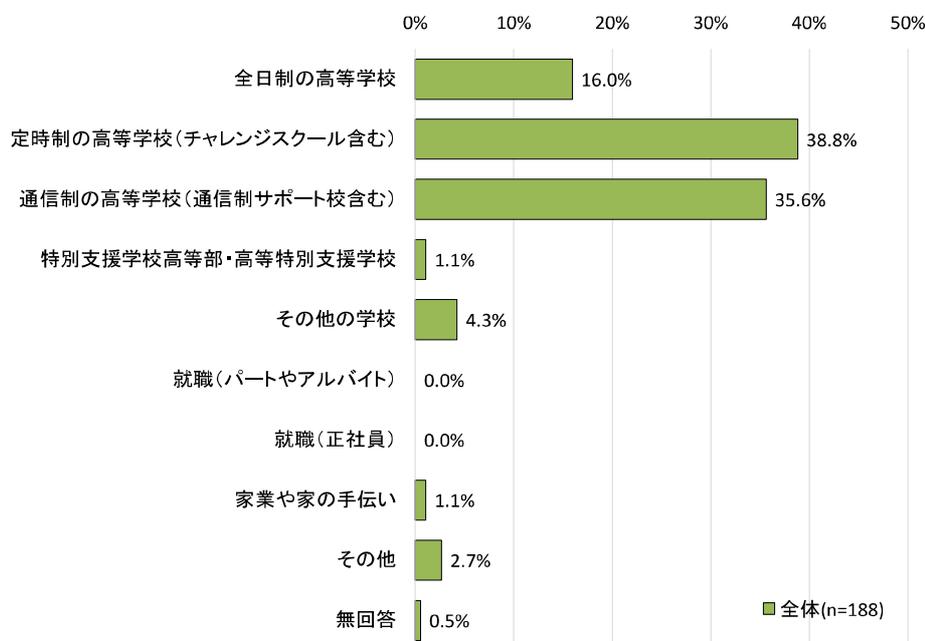
※適応指導教室（トライ）を利用しなかった20件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（1）

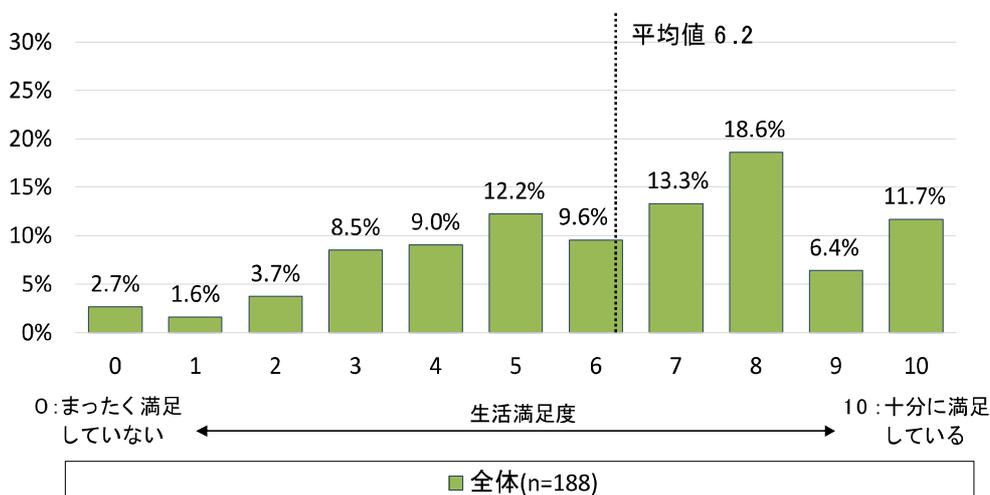
○「中学校卒業後の進路」（単一回答）は、「**定時制の高等学校**」（39%）と「**通信制の高等学校**」（36%）がそれぞれ約4割となっており、**定時制高等学校と通信制高等学校が、不登校生徒の主な進学先**となっている。なお、定時制高等学校は、不登校経験がある生徒等を主に受入れる「**チャレンジスクール**」と呼ばれる都立高校が多くを占めると推察される。

○「中学卒業後の最近の生活満足度」（0～10の評価で単一回答）は、平均値が6.2で、「**OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2018年度調査**」の日本全国の高校1年生の生活満足度と同じ値である。おおむね生活に満足していると思われる「7」以上の評価をした方が約5割と、全体としては現在の生活状況について肯定的な回答をする方が多く、**不登校経験が、現在の生活満足度に否定的な影響を及ぼしているとは限らない**ことが分かった。

【中学校を卒業してすぐの時点の進路】（一次本人）



【最近の生活全般の満足度】（一次本人）

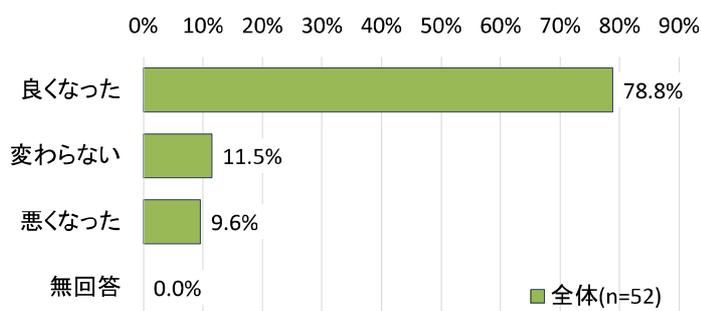


調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（2）

○「全体として、あなたの生活は、中学校3年生の時と比べて良くなったと思うか」（単一回答）では、「良くなった」が約8割と多かった。その理由として、「学校に通えている（通えた）」、「友達ができた」、「自分に合った学校であった」等の回答が得られ、**高校進学という大きな環境変化が一つの転機となって生活が改善している様子**がうかがえた。

○インタビューでは、中学校卒業後の進路について、保護者からの情報提供や自身の状態、希望との調整を含め、**個々の状況に応じて様々な進路選択をしている**ことがうかがえた。また各ケースの事例からは、**進路について「自分で決めた」ということが重要な意味を持つ**可能性が示唆されている。このことから、**進路選択に関する支援では、進学先を決めるにとどまらず、そのプロセスも含めて関わっていくことが重要**であるといえる。

【全体として、生活が中学校3年生のときと比べて良くなったと思うか】（二次本人）



【どのようなことが良くなったと思うか、また、どうしてそのようになったと思うか】 （二次自由記述回答を分類）

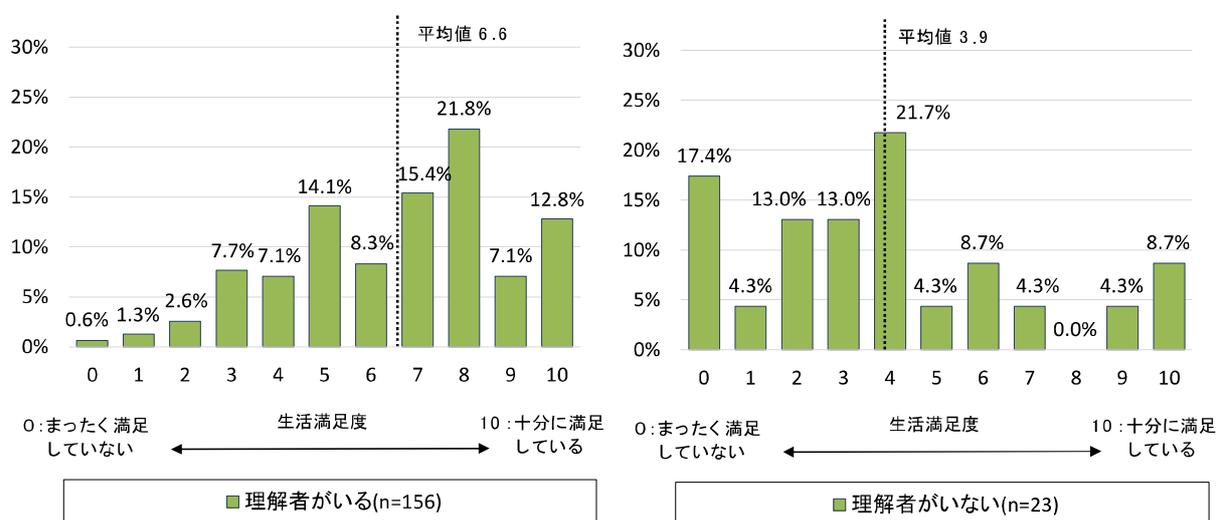
分類	該当件数
学校に通えている（通えた）	18
友達ができた	13
自分に合った学校であった	7
良い先生がいる	6
生活リズム、体調が整った	6
積極的になれた、不安等がなくなった	5
コミュニケーションできるようになった	4
大学進学、就職等が決まった	3
環境が変わってうまくいった	2
その他	7
無回答（回答欄空欄）	1

※中学校3年生のときと比べて生活が「良くなった」と回答した41件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

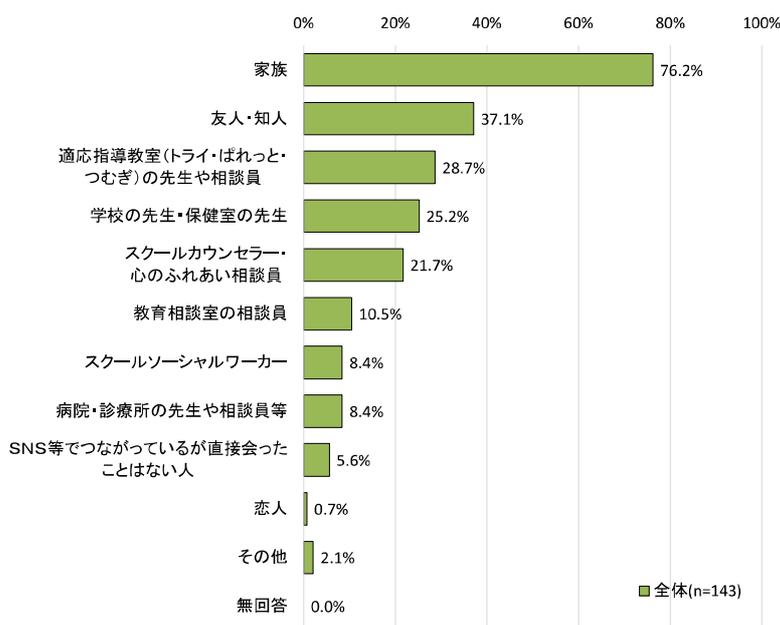
調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（3）

- 「現在、あなたをよく理解してくれている方はいますか」（単一回答）と「中学卒業後の最近の生活満足度」（単一回答）の回答の関係をみると、理解者が「いる」と回答した方が生活満足度を高く評価する傾向にある。
- 「中学校3年生のときに、よく理解してくれている人はいましたか」（単一回答）では76%の方が「いた」と回答し、「それは誰でしたか」（複数回答）には「家族」（76%）の割合が最も高く、「適応指導教室（トライ・ぱれっと・つむぎ）の先生や相談員」（29%）、「学校の先生・保健の先生」（25%）等の回答もある。**よき理解者としての相談・支援に関わる人の重要性がうかがえる結果となっている。**

【現在の理解者の有無×最近の生活満足度】（一次本人、クロス分析）



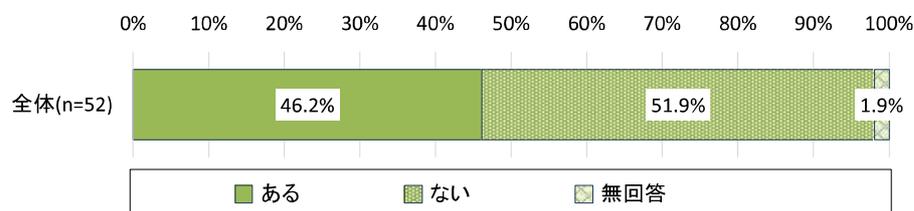
【中学校3年生のときに自身のことをよく理解してくれている人は誰であったか】（一次本人）



調査結果の要点5 今後の支援の充実（1）

○中学校を卒業してから、誰かに相談したり、手助けなどがあればいいのにと思ったりしたことはあるか」では、約5割の方が「ある」と回答しており、「心理的な不安等」や「勉強・進路のこと」等の内容に関して相談等のニーズが一定程度存在する。高校生以上になると、学校外の支援が薄くなっていく側面があり、**中学校卒業後にもつながることのできる相談場所等を確保していく必要性**が示唆された。

【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことはあるか】（二次）



【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりした内容】（二次自由記述回答を分類）

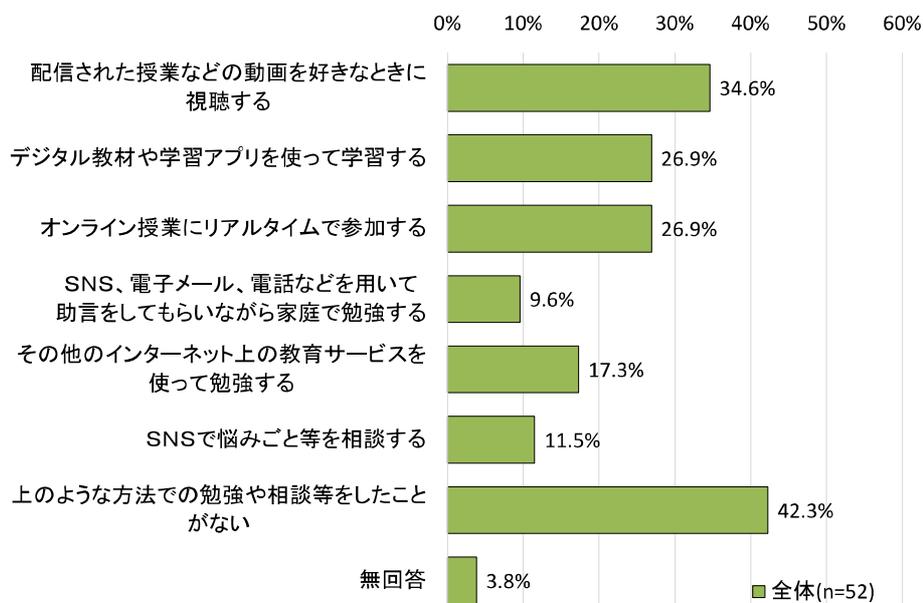
分類	該当件数
心理的な不安等	6
勉強・進路のこと	6
友達関係等	4
家族のこと	3
現在の不登校傾向のこと	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	4

※相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことが「ある」と回答した24件の回答を分類したもの。複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

調査結果の要点5 今後の支援の充実（2）

- 「ICT機器を活用した勉強や相談等の経験」（複数回答）では、約5割（全体から「上のような方法での勉強や相談等をしたことがない」と「無回答」を引いた割合）の方に経験があった。
- 二次調査やインタビューでは、自分自身や不登校の児童生徒に対するICT機器の活用について肯定的な意見が多かった。インタビューでは、その理由として「自分のペースで好きな時に勉強できる」、「自宅で授業を受けることができる」などの利点が見られた一方、「オンラインでは頭に入っていない」、「気が散ってしまう」など対面授業の方がよいという方もいた。特定の方法が優れているということではなく、**ICT機器の活用も含めて、児童生徒の状況に応じた多様な選択肢が用意され、学習方法の幅が広がることが重要**であるといえる。

【ICT機器を活用した勉強や相談等の経験】（二次）



【ICT機器を活用した勉強や相談等のサービスについて使ってみてよかった点】 （二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
自分のペースでできる	11
繰り返しできる	6
人目を気にしなくてよい	3
自分には合わなかった	3
分からないことを調べられる	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	3

※ICT機器を活用した勉強等のサービスを利用したことがあると回答した28件の回答を分類したもの。複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

調査結果の要点 6 学校の対応の在り方

- 不登校児童生徒の対応に係る校内研修は、小学校で約7割、中学校で約6割で実施されている（単一回答）。実施していない学校では、その理由（単一回答）として、中学校では「時間の確保が難しい」と回答した割合が約8割に上っており、**教員が多忙な中、不登校児童生徒の対応に当たるための時間の確保が大きな課題**となっている。
- 不登校児童生徒への「初期対応」と「中・長期化対応」で必要と思う内容については、小学校と中学校の教員で、回答割合に大きな差が見られた。子供の発達段階の違いや、部活動の有無、学級担任制と教科担任制の違いなど様々な要因が影響しているが、中学校の方が、登校を促したり、外部の支援機関と連携する意識がより強くなっている。
- 「不登校児童生徒への対応として『必要がある』と考えるもの」は、小中学校ともに「教員同士による情報交換」や「複数の教員で支援にあたる校内体制づくり」の割合が高い。**小中学校それぞれの特徴を踏まえつつ、一貫性のある組織的対応ができる学校体制の整備や、学校外の支援機関との連携について、より一層充実するための検討が重要**である。

【校内研修の実施の有無】（管理職）

選択肢	小学校 (n=65)	中学校 (n=33)
実施している	73.8%	63.6%
実施していない	26.2%	36.4%

【校内研修を実施していない理由】（管理職）

選択肢	小学校 (n=17)	中学校 (n=12)
現在、不登校児童生徒がないため	11.8%	0.0%
時間の確保が難しいため	29.4%	83.3%
その他	58.8%	16.7%

【不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

選択肢	小学校 (n=402)	中学校 (n=123)
教員同士による情報交換	91.8%	100.0%
教師等が悩んだときに相談できる相手や時間の確保	78.6%	89.4%
校内におけるマニュアル等の作成・整備	43.0%	50.4%
複数の教員で支援にあたる校内体制づくり	83.3%	99.2%
学習支援アプリ等の更なる充実	79.1%	64.2%
その他	2.2%	2.4%

【不登校児童生徒への「初期対応」の時点で必要と思う内容、「中・長期化」した不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

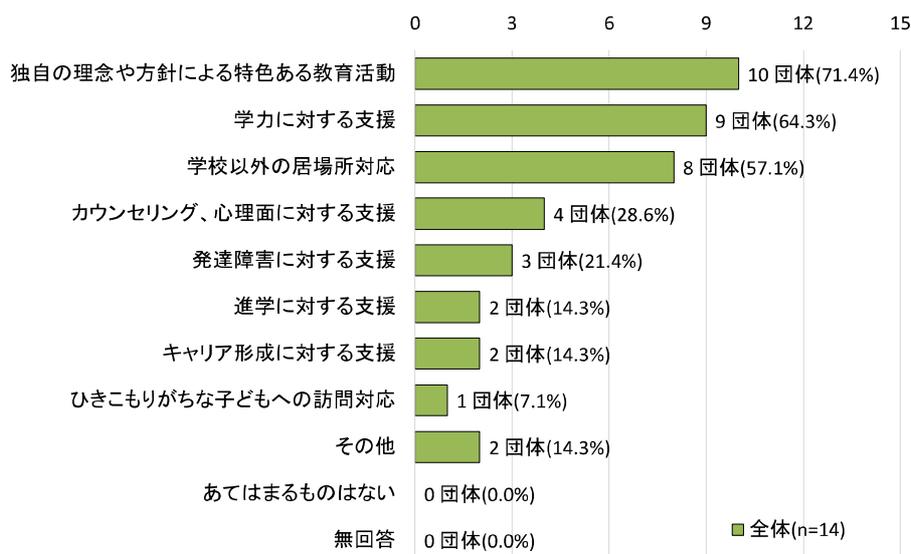
小学校 (n=402)、中学校 (n=123)

選択肢	初期対応		中・長期化の対応	
	小学校	中学校	小学校	中学校
定期的な電話連絡	87.6%	95.1%	76.6%	89.4%
家庭訪問	27.6%	77.2%	38.6%	86.2%
学習課題や手紙などを届ける	61.9%	55.3%	50.7%	72.4%
オンライン授業（授業のライブ配信）	26.6%	17.1%	54.5%	17.1%
別室登校（学校での個別対応）	49.0%	55.3%	59.5%	64.2%
放課後登校	26.9%	88.6%	53.5%	72.4%
スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との面談	67.2%	98.4%	77.9%	97.6%
スクールソーシャルワーカーによる支援	39.3%	37.4%	64.7%	98.4%
適応指導教室などの利用	10.0%	52.8%	51.0%	95.1%
フリースクールなど多様な学び場や機会があることを伝える	18.7%	36.6%	67.2%	72.4%
休み始めてから2～3週間は、何もせず見守る	4.0%	6.5%	-	-
その他	1.7%	1.6%	1.5%	1.6%

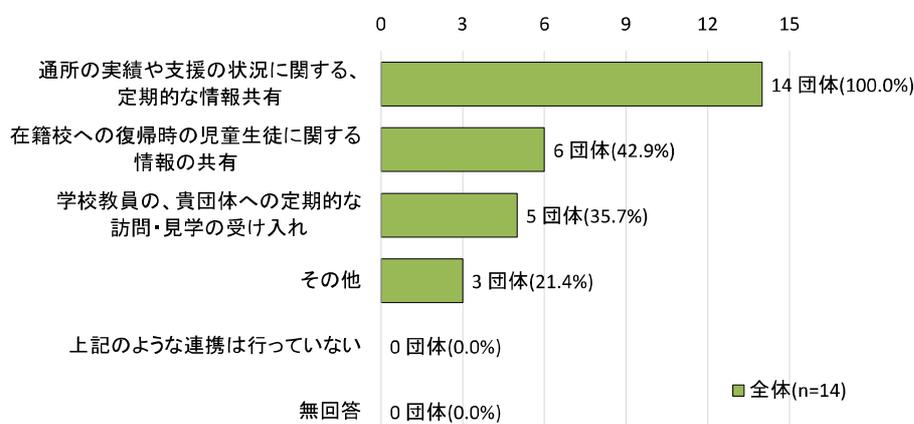
調査結果の要点7 フリースクール等民間団体との連携

- 調査の協力を得たフリースクール等における「特に力を入れている支援の内容」（3つまでの複数回答）では、「独自の理念や方針による特色ある教育活動」のほか、「学力に対する支援」、「学校以外の居場所対応」が多くなっている。
- 団体の規模は様々だが、令和4年3月時点で、14団体で小学生326人、中学生395人を受け入れていた。この内、練馬区立小中学校に在籍していた小学生は、6団体で20人、中学生は7団体で17人であり、子供は平均で週3日程度利用していた。
- 全ての団体が児童生徒の在籍校と「通所の実績や支援の状況に関する定期的な情報共有」を実施しているが、学校や行政と連携を進める上では、より積極的な学校との情報共有や情報交換を望む声が多かった。今後、多様な不登校要因や支援ニーズに応え、不登校児童生徒への支援を充実していくためには、**学校とフリースクール等との連携の在り方を検討していくことが重要**である。

【特に力を入れている支援の内容】（フリースクール等）



【学校との連携状況】（フリースクール等）



練馬区教育委員会 不登校対策方針

令和5年（2023年）8月

編集・発行 練馬区教育委員会事務局 教育振興部
学校教育支援センター

〒179-0072

東京都練馬区光が丘6-4-1

電話 03-6385-9911

資料 5

令和5年9月4日
教育振興部学務課
こども家庭部保育課

第2子保育料の無償化について

国は、幼児教育・保育の無償化施策により、令和元年10月から、3歳以上の子を持つ全世帯および0歳から2歳までの子を持つ非課税世帯の保育料を無償化している。

都は、令和元年10月から第1子の半額としている第2子の保育料について、令和5年10月から、所得制限なく無償化する補助事業を開始する。そこで、区は、この補助事業を活用して第2子保育料を無償化し、保護者負担の軽減を図る。これにより、令和5年10月以降、保育料を負担する世帯は、0歳から2歳までの課税世帯の第1子のみとなる。

記

1 目的

子どもを2人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第2子以降の保育料等を軽減することにより、複数の子どもを持ちたいと願う方々が、安心して希望する人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 開始時期

令和5年10月から

3 対象施設等

- (1) 対象施設：認可保育所・地域型保育事業、認可外保育施設、
幼稚園・練馬こども園（預かり保育）
- (2) 対象児童数：約2,800人

4 新たに無償化となる保育料額（令和5年度見込み）

約2億8千万円

5 スケジュール

- | | |
|-------|-------------------|
| 8月末以降 | 保護者・対象施設への通知等発送開始 |
| 9月11日 | 区報・区ホームページでの周知 |
| 10月1日 | 第2子無償化開始 |

令和 5 年 9 月 4 日
こども家庭部青少年課

令和 5 年度練馬子ども議会の開催結果について

1 子ども議員

35 名

(所属校)	区立中学校 (33 校)	33 名
	都立大泉高等学校附属中学校	1 名
	私立富士見中学校	1 名

2 開催内容

- (1) 学習会(7月1日、21日、25日、31日)(本庁舎地下多目的会議室ほか)
 - ・区政および区議会・選挙制度等の学習、地域調査、政策提言原稿の作成
- (2) 意見交換会等(7月31日)
 - ・練馬子ども議会の開会(議場)
 - ・各グループの政策提言(案)に対する意見交換(全員協議会室)
- (3) 政策提言発表(8月3日)(生涯学習センターホール)
 - ・各グループの政策提言発表等、教育長による講評

3 政策提言のテーマおよびグループ名

	テーマ	グループ名
(1)	中高生に図書館に来てもらうにはどうしたらいいのかについて	若人こそ本を！～Let's 読書！～
(2)	教育 I C T について	I (いい) C (環境) T (タブレット)
(3)	練馬区のゼロカーボンシティの実現を1秒でも早くするために	Keep our nature 豊かな自然を守り隊
(4)	みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	Let's enjoy sports together ～誰もが楽しめる環境創り～

4 報告書

練馬子ども議会報告書を作成し、子ども議員、区議会議員、区内小中学校および図書館等に令和 5 年 12 月頃配布するとともに、区ホームページに報告書を掲載予定。